

景観形成計画

しずおか

しずおかの多彩な景観が織りなす
“回遊式庭園”の実現に向けて

最終案

策定：平成29年3月

改定：令和8年3月

静岡県

表紙の絵

富嶽三十六景「駿州片倉茶園ノ不二」 (葛飾北斎作)

現在の静岡県富士市ではないか(諸説あり)とされる地から見た富士山と茶園である。

お茶を摘む者、運ぶ者など生き生きと働く庶民の様子と、茶園を見守るように泰然とした富士山が描かれている。

豊かな自然と人々の暮らしや経済活動が創り出した美しい景観は、本計画で謳っている県土の目指す姿である、しずおかの多彩な景観が織りなす“回遊式庭園”の一場面を、見事に表している。

はじめに

1	計画策定の目的と特徴	1
2	計画策定の背景	2
3	景観形成の意義と各主体が担うべき役割	8
4	計画の位置付け	11
5	計画の構成	12

第1章 県土の景観特性と課題

1	県土の景観特性と課題	13
2	景観の基本的事項	17

第2章 県土における景観形成方針

1	景観形成の理念と目指す姿	22
2	県土全域の景観形成方針	27
3	地域別の景観形成の方向性	29
4	広域景観の景観形成方針	35
5	公共事業の景観形成方針	44

第3章 静岡県の景観形成を進めるための県の取組

1	景観形成の主要方策	45
1-1	「主要方策」の考え方	45
1-2	「重点方策」の考え方	45
1-3	主要方策	46
2	仕組みづくりの具体方策	57
3	景観形成の推進体制	89
4	進捗管理とフォローアップ	89

第4章 行動計画

1	対象事業の選定	90
2	行動計画	91

資料

1	策定体制	96
2	改定体制	97
3	写真提供	98

1 計画策定の目的と特徴

1 策定の目的

本県は、自然と歴史にまことに恵まれた地域である。

我が国の象徴として知られる富士山、変化に富んだ海岸線と名水・温泉を擁する伊豆半島、広大な駿河湾・遠州灘、そこに注ぐ急流大河、日本有数の汽水湖である浜名湖。そして、今川・徳川両家にちなむ史跡をはじめとする数多くの歴史遺産。県民は、まさにこのような礎の上に、様々な産業や生活を展開している。

そのため、県土の景観は地域ごと、市町ごとに多彩・多様であり、それを守り、活かし、きめ細やかに整え、丁寧な育て、生き活きと創造していく上で、全県一律の基準、方策は馴染まない。

そこで県は、まず、基礎的な自治体である市町が、景観施策の中心的な役割を担うものと位置付け、市町景観計画の策定や地域住民の意向を念頭に置いた取組に対し、これを支援してきた。

それが実を結びつつある一方で、地域や市町の景観的魅力を十分に活かしていない、あるいは損なうような行為がいまだに決して少なくない、ということを確認しなければならない。

ここに、そこに住むことが県民としての誇りになるように、また来訪者の再訪や定住を誘うに足るように県土の景観を磨き上げ、これを未来に継承していくためには、さらに実効性の高い取組と、県・市町・県民・事業者の一層の連携が求められる。

「しずおか景観形成計画」（以下「本計画」という。）は、まさにそのための景観形成の方針、県が取り組むべき方策及び行動を示すものである。

2 計画の特徴

本計画では、市町等に対して、景観形成の考え方や具体制度・方策等を示した「新静岡県景観形成ガイドプラン」（平成18年3月策定）から一步踏み込み、県の責務と役割の下、目指すべき姿、県が取り組むべき方策を示すとともに、これらを着実に実現していくための仕組みを構築する“景観形成マネジメント”を重視している。

2 計画策定の背景

1 新静岡県景観形成ガイドプラン策定の背景

1 静岡県景観形成ガイドプラン(S63.3)策定後の取組

高度経済成長期を経て社会資本の量的確保が進んだ一方で、地域固有のまちなみ、自然景観等が失われ、画一的で雑然とした景観が形成されてきた状況を踏まえ、本県では、昭和62年度に「静岡県景観形成ガイドプラン」を策定した。

静岡県景観形成ガイドプランは、県で推進すべき具体的施策展開の方針及び県と市町村が協力して地域景観形成を図る際の共通指針を示すものであった。また、計画策定プロセスの例示や、先進事例における取組の紹介等を通じて、市町において景観形成ガイドプランを策定することを主な目的としており、その後、一部の市町において景観形成ガイドプランが策定され、都市景観関連の条例が制定されるなど、大規模建築物や景観上重要な地区において良好な景観を形成するための景観の規制・誘導が行われるようになった。

2 景観法の制定

平成16年6月に景観法が制定されたことに伴い、それまでは強制力を持っていなかった景観条例が法委任条例となり、自治体の良好な景観形成の取組を支援する法的な仕組みが確立された。

また、地方公共団体が景観行政団体となって、景観計画の策定、景観地区の設定を行うことができるなど、地方公共団体による景観形成の取組がより一層重視されることとなった。

3 新静岡県景観形成ガイドプラン(H18.3)の特徴

こうした景観法制定の趣旨を踏まえ、平成17年度に策定した新静岡県景観形成ガイドプラン（以下「ガイドプラン」という。）では、市町の景観計画に基づく具体方策の展開、県・市町等が広域景観形成に向けて設置する重要地域景観協議会の取組等、市町による景観の取組に重点が置かれることとなった。

このため、ガイドプランは、県全体の景観形成の考え方を示す「静岡県景観形成指針」と、市町が景観形成を進める上での参考書となる「市町における景観形成の推進」の2部構成とし、県が示す指針をもとに市町が具体的な取組を展開する、という構図が基本となっていた。

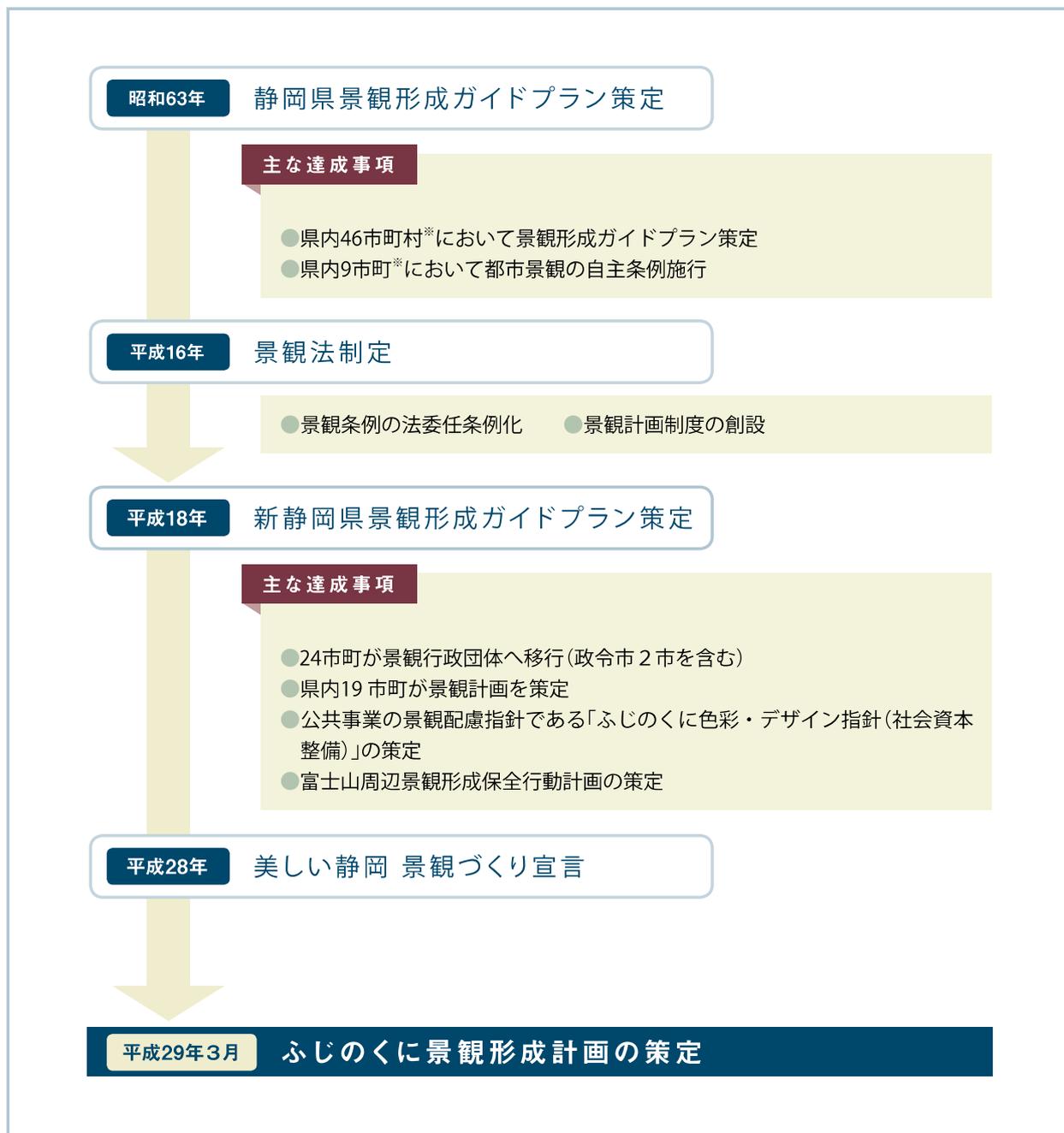
4 ふじのくに景観形成計画の策定

平成17年度のガイドプラン策定以降、市町では景観法に基づく景観計画の策定が進み、また富士山周辺地域等で広域景観形成の取組が始まっている。

2019年のラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック自転車競技の県内開催が決まり、本県に対する国内外からの注目度も高まりを見せている。

これを追い風とし、景観形成にさらに磨きを掛け、次のステップに進むため、平成29年3月にふじのくに景観形成計画を策定した。

図 ふじのくに景観形成計画策定の背景



※当時(合併前)の市町村数

ふじのくに景観形成計画の改定

上位計画である静岡県総合計画について、計画期間を令和7～10年度とする次期計画の策定が行われたことに伴い、ふじのくに景観形成計画(平成29年度～令和8年度)を次期総合計画に合わせて2年間延長(～令和10年度)する改定を行った。合わせて、「しずおか景観形成計画」に名称を変更した。

2 ガイドプラン策定後10年の取組

ガイドプラン策定後、本県では24市町が景観行政団体となり（景観法ではじめから景観行政団体として定められている政令市2市を含む。）、このうち19市町が景観計画を策定するなど、県が示した指針をもとに着実な取組が進められている。

また、4つの景観形成重要地域において協議会を設立するなど、県と市町の連携による取組もスタートしている。

県においても、公共施設整備に当たって配慮すべき指針を策定し、景観の専門家による景観評価を実施するシステムを確立するなど、県自ら良好な景観を形成するための取組を展開してきた。

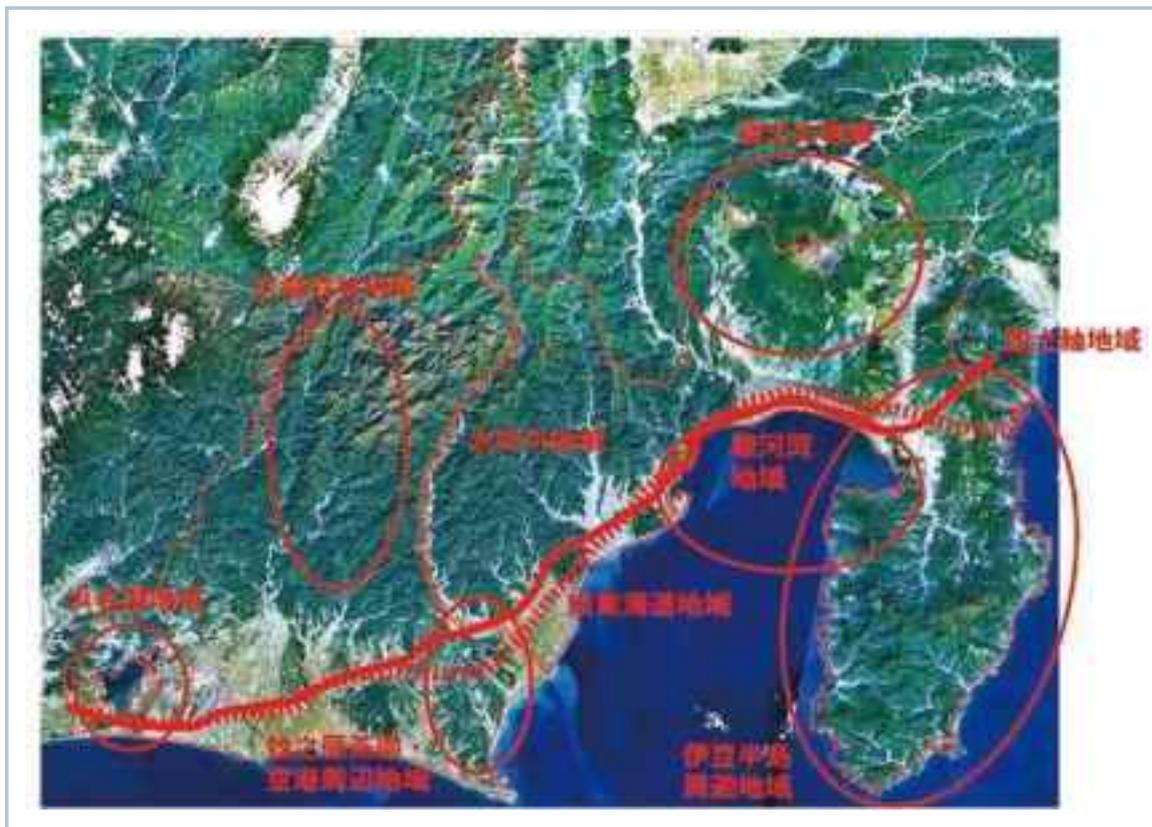
一方、こうした取組が進まなかった市町や地域があったほか、ガイドプランで掲げた主要方策の中にも具体的な行動に移されなかった取組もあった。

1 広域景観に関する取組

ガイドプランで定めた9つの景観形成重要地域のうち、4つの地域（富士山、牧之原茶園・空港周辺、大井川流域、伊豆半島周遊）で協議会を設立し、このうち富士山地域と伊豆半島周遊地域に関しては、具体的な方策や実施時期を定めた行動計画を策定した。

一方、ガイドプランでは、いつまでにどの地域で協議会を設立するかといった行動計画を示していなかったため、残る5地域では協議会設立を含めた具体的な取組が進まなかった。

図 ガイドプランで定めた景観形成重要地域



② 市町行政支援に関する取組

35市町のうち19市町で景観計画が策定され、さらに5市町において景観計画の策定が予定されており、景観計画の策定に関しては、全国的に見ても取組が進んだ県と言える。

一方、景観に対する認識や理解の不足、景観行政に携わる人員の不足等が原因となって、景観行政団体への移行を見送っている市町もあるほか、景観計画を策定した市町でも、景観法に基づく制度運用が十分に行われていないという実態も見られる。

③ 公共施設整備に関する取組

県の公共事業実施の際に配慮すべき事項をまとめた「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」を策定したほか、大規模な公共事業に関しては景観の専門家による検討・確認を行う仕組みを構築し、専門家による検討の実績をまとめた事例集を作成した。

ただし、専門家による検討を実施するかどうかの判断は担当部署に任されているほか、市町が実施する公共事業は対象になっていないため、公共施設全体の景観配慮の底上げまでには至っていない。

④ 屋外広告物に関する取組

都道府県、政令市、中核市を除く景観行政団体において、屋外広告物条例を制定した市町村数が全国でも80市町村しかない中、本県では8市町が条例を制定しており、屋外広告物に対する取組が全国的に見ても進んだ県となっている。また、屋外広告業者の登録制度が普及し(約1,200業者が登録)、業者への指導体制が整うとともに、各市町で違反屋外広告物に対する指導や撤去が行われるなど、違反屋外広告物に対する取組は集中的・重点的に実施されている。

一方、違反屋外広告物全体の分布や数量を把握することは費用や時間の面で困難であるため、具体的な効果や進捗状況が把握できないことが課題である。

⑤ 推進体制に関する取組

ガイドプランでは、「景観形成推進連絡会議」を設立して、年度ごとの行動計画を策定し、景観施策を推進することとしていたが、推進体制に関する位置付けやスケジュールが明確でなかったため、ガイドプラン策定後の進捗管理を十分に行わなかった。

平成28年6月に設置した「静岡県景観づくり推進本部」は、本計画を策定するとともに、本計画第4章に示す行動計画を具体的に推進・実行するための庁内横断的な組織であり、全庁を挙げて景観の取組を着実に進める体制を確立することを目指している。

注：「図 ふじのくに景観形成計画策定の背景」(3頁)及び「**2**ガイドプラン策定後10年の取組」中の実績値は、平成28年3月末時点のものである

3 社会経済情勢の変化と景観形成に求められるもの

1 人口減少・少子高齢化及び市町合併の進展

本県では、平成17年をピークに人口減少に転じ、平成26年の人口減少数は全国ワースト4位であった。今後は人口減少と少子高齢化がますます進み、令和12年には3人に1人が高齢者という時代を迎える見通しである。

国では、地方の人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住み良い環境を確保することを目的として、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しており、本県が平成27年10月に策定した「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、移住・定住の促進や交流の拡大等によって地方創生を推進することを掲げている。

さらに、市町村合併に伴い、20年前には74あった市町村の数は、35市町に半減し、多くの市町の行政区域が拡大した。これにより、地域の個性が失われていくことが懸念されており、各地域の伝統、文化等の魅力を継承していくことが求められている。

こうした人口減少・少子高齢化や市町合併の進展を踏まえ、住む人が心地良く感じるとともに、誇りや愛着を抱く景観の形成をより一層進めることが重要である。

2 大規模災害への備え

本県では、南海トラフ巨大地震に伴う津波に対する備えが喫緊の課題となっており、防潮堤等の整備が進められている。また、集中豪雨や台風による風水害や土砂災害の激甚化に伴い、ハード対策・ソフト対策の組合せによる防災・減災対策の強化が求められている。

しかし、安全性の確保と引き換えに、周囲の自然景観や歴史的景観を破壊することがないように、防災施設の整備に際して周辺景観との調和を図ることが重要である。

3 交流人口の拡大

訪日外国人数が全国的に増加している中、本県では、平成25年には富士山、平成27年には蘆山反射炉が世界遺産に登録され、県内を訪れる外国人観光客数が増加している。

今後は、2020年東京オリンピック・パラリンピック自転車競技の開催地として、またラグビーワールドカップ2019の試合会場の一つとして、さらに外国人観光客の増加が見込まれている。

我が国を代表する観光地として、また国際イベントの開催地として、おもてなしの景観形成に向けた取組が求められている。

4 広域交通ネットワークの進展

平成21年6月には富士山静岡空港が開港し、平成24年4月には新東名高速道路が開通するなど、広域的な交通インフラの整備が進んでいる。さらに、伊豆縦貫自動車道、中部横断自動車道、三遠南信自動車道の整備の進捗に伴い、南北方向の交流圏域拡大が期待されている。

こうした広域交通ネットワークの進展を踏まえ、県内を訪れる観光客だけでなく県内を通過する利用者も視野に入れた広域の景観形成が求められている。

5 自然エネルギー活用の進展

地球温暖化対策のため温室効果ガスの削減を図ることが世界的な課題となっている中、我が国では東日本大震災を契機として、安全・安心で持続可能なエネルギー体系を構築し、石油、石炭等の化石燃料に加えて太陽光、風力、バイオマスなどの新エネルギーも適切に組み合わせていくことが求められている。

太陽や水、森林、温泉等の豊かな自然資源に恵まれている本県では、東日本大震災後の電力危機を契機として、大規模な太陽光発電や風力発電の建設が積極的に進められているが、これらの施設と景観との調和を図ることが重要となっている。

6 耕作放棄地、空き家・空地の増加

人口減少・少子高齢化の進展は、市街地よりも農山漁村集落において深刻な問題となっており、担い手を失った耕作放棄地や、暮らす人を失った空き家や空地は、これまで長い時間をかけて育まれた農山漁村集落の景観を阻害する要因となっている。

今後は、農林漁業の振興、農地や森林等の保全といった他分野の取組に対して、景観サイドからのアプローチを検討することが重要である。

4 ガイドプラン見直しの視点

ガイドプラン策定後の取組状況及び現在県を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえるとともに、計画で掲げる主要方策の実効性を高めることを重視し、以下の3つの視点からガイドプランの見直しを行うこととする。

視点1

役割の明確化

- 景観形成において県が担うべき役割と、県が主体となって取り組む具体方策を明確にする。

県 景観形成を
けん引・調整・支援

広域景観の保全、モデルとなる良好な景観形成、市町や県民等に対する支援

市町 地域の景観形成の
コーディネート

県民 景観形成の
主役

事業者 事業活動を通じた
景観形成

視点2

戦略の強化

- 選択と集中の考え方に基づき、県が重点的に取り組む方策を明確にする。
- 地域固有の景観を保全・育成することを重視し、市町の景観行政の支援策を強化する。
- 県民・事業者による自立した持続性のある景観形成の取組を促進するため、人材育成と資金確保を支援するための方策を強化する。

視点3

マネジメントの導入

- 人材や資金等の資源を動かす具体的な体制、仕組み、ルールを整え、誰がやっても同じ効果が得られるマネジメント・システムを導入する。

3 景観形成の意義と各主体が担うべき役割

1 景観形成の意義について

景観形成を進めていくことは、単に視覚的に美しいものを形成するだけではなく、「地域らしさ」を大切に、「愛着」「誇り」「ゆとり」や「潤い」など、心の豊かさを感じることができる地域づくりにつながるものであり、次のような意義を持っている。

潤いのある豊かな暮らしの創造 (生活環境の向上)



人口減少時代を迎えた現在、物の豊かさより心の豊かさを感じられる暮らしが求められている。

心の豊かさを感じられる暮らしは、ゆとりやうるおい、安らぎを感じることができる日頃の景色の中で育まれることから、良好な景観の形成は、地域の快適性や安全性の向上につながるものである。

県土・郷土に対する誇りや 愛着の醸成(移住・定住の促進)



県土及び郷土の景観は、遠い過去からの人々の営みや様々な生活習慣と深い関係を持ちながら、地域の歴史や文化が積み重なって形づくられたものである。

このようにして形成された独自の景観は、その地域に暮らす人々が県土や郷土に対して感じる誇りや愛着となり、他の地域での暮らしには替えることができないほど重要なものとなっている。

県土や郷土に対する住民の誇りや愛着は、「地域らしさ」を守り、育て、活かす原動力となる。さらにその「地域らしさ」は、外部から訪れる人にとって魅力として映り、居心地の良い住環境やコミュニティを求める人々をその地域へ引き寄せることにつながる。

世界の憧れを呼ぶ静岡の実現 (観光・交流の促進)



富士山及び韮山反射炉の世界遺産登録や、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催等をきっかけとした来県者の誘致や情報発信により、広く国内外の人々に本県の美しさや豊かさ、そして歴史を知ってもらうことは、「また訪れたい」、「もっと静岡県の魅力に触れたい」と感じる観光客や交流客の増加へとつながる。

また、本県を訪れた人々が目にする「静岡らしい」景観は、本県及び各地域に対して抱くイメージそのものとなる。そのため、歴史的まちなみなどの優れた景観だけでなく、一般の市街地、農山漁村等においても、「静岡らしさ」を大切に景観形成を進め、本県の魅力を国内外に発信していくことが重要である。

2 各主体が担うべき役割について

景観は、民有空間と公共空間によって構成されている。

このうち、人々の共有財産でもある公共空間には景観形成をけん引する役割があるが、本来は個人財産である民有空間も、人々が公共空間と一体的に目にするという観点からは、公的な価値と役割を持っていると考えられる。

そのため、県民や事業者、行政がそれぞれの役割を担いながら、景観に対して高い関心と共通の認識を持ち、協力して景観形成に取り組むことが重要である。

1 県の役割 ～景観形成をけん引・調整・支援・活用～

広域景観の 形成・保全

富士山をはじめ、地理的に複数市町にまたがる広域景観の保全・形成に向けた取組をけん引・調整するとともに、道路、鉄道、河川、海岸等の連続的な景観形成等、複数市町が広域的に取り組む施策や事業をけん引・調整する。

モデルとなる 良好な景観形成

県の公共事業は、公共建築物、道路、公園、河川、港湾等多岐にわたっており、周辺の景観に与える影響も大きいことから、県は、これら県主体の事業を通じて、県民や市町にとってモデルとなる高品質な公共空間を形成する。

市町や県民等に 対する支援

景観形成に取り組む市町に対して、人的支援、技術的支援、金銭的支援を積極的に行うとともに、景観条例の策定の支援や各種ガイドラインなどの策定を通じた支援を行う。
自らの手で景観形成を進める人材や団体の育成を行う。
市町、県民等に対して、景観に関する普及啓発、行政の取組とその効果等に関する情報発信を行うとともに、良好な景観を活用し、交流人口や関係人口の増加等地域の活性化へつなげる。

2 市町の役割 ～地域の景観形成のコーディネート～

- ・県、関係市町と連携、協力して広域景観の形成を図る。
- ・景観行政団体として景観計画を策定・運用し、地域の特性に応じた景観の規制・誘導等を行う。
- ・公共事業における良好な景観を形成する。
- ・住民や事業者が展開する景観形成の活動への支援や、景観に関する意識を高めるための普及啓発活動を行う。

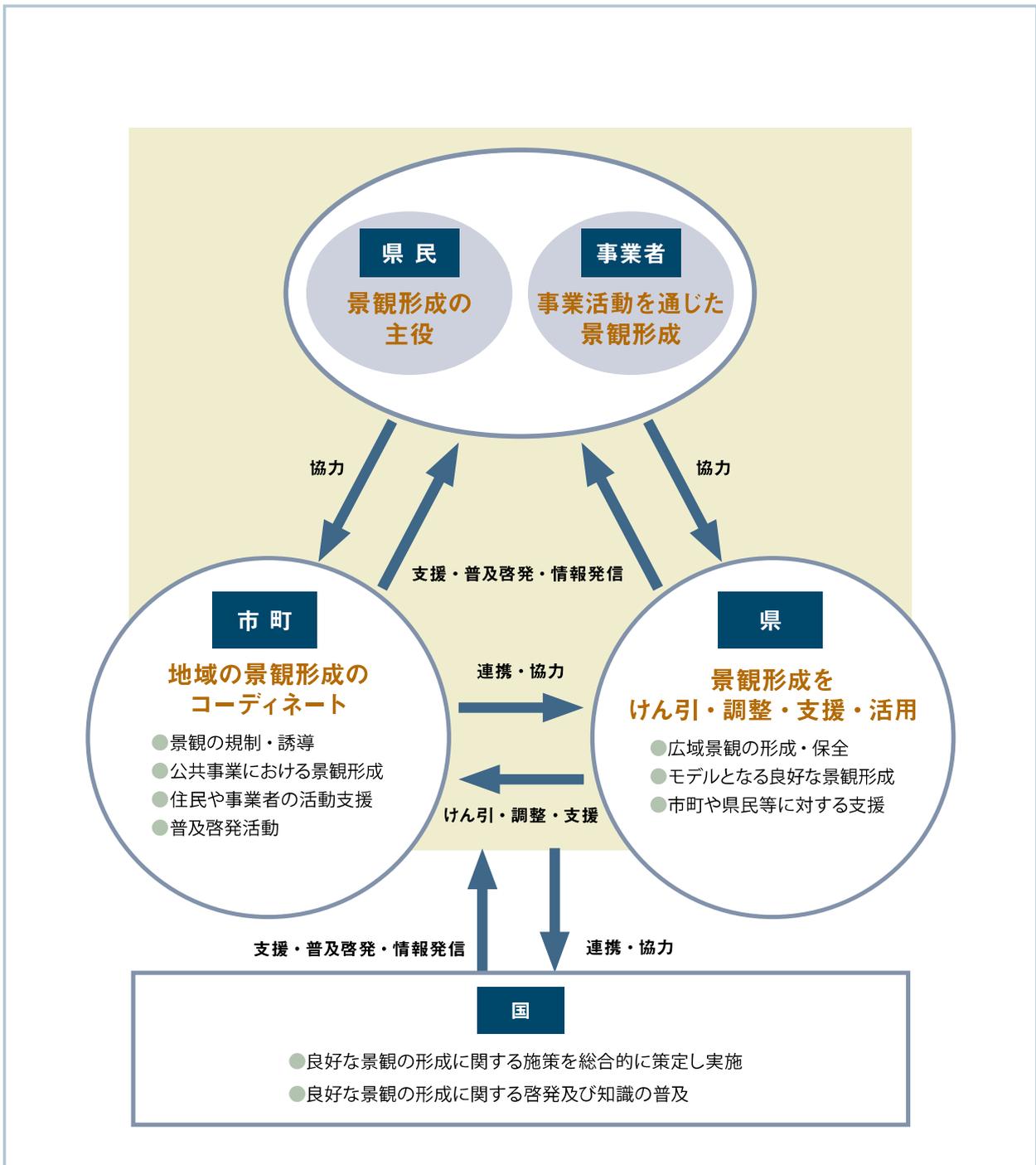
3 県民の役割 ～景観形成の主役～

- ・景観形成の「主役」であり、一人ひとりの日々の私的な活動が、公的な景観に影響を与えているという意識を持つ。
- ・日頃から景観について関心を持ち、自宅等の私的空間では景観への配慮を行うとともに、身近な地域では近隣住民等と協力し、良好な景観形成に向けた活動に参画する。
- ・県、市町等が実施する景観形成について、検討、提案、参加、決定等を行う。

4 事業者の役割 ～事業活動を通じた景観形成～

- ・景観に関する法令の遵守はもとより、事業所が立地する地域の景観について理解し、良好な景観の形成を行う。
- ・土地の利用や建築等の事業活動において、良好な景観の形成を行う。
- ・景観形成に影響のある事業活動について、住民へ説明や情報提供を行うとともに、住民・行政の意見に配慮する。
- ・県、市町等が実施する景観形成について、検討、提案、参加、決定等を行う。

図 景観形成の主体とそれぞれの役割



4 計画の位置付け

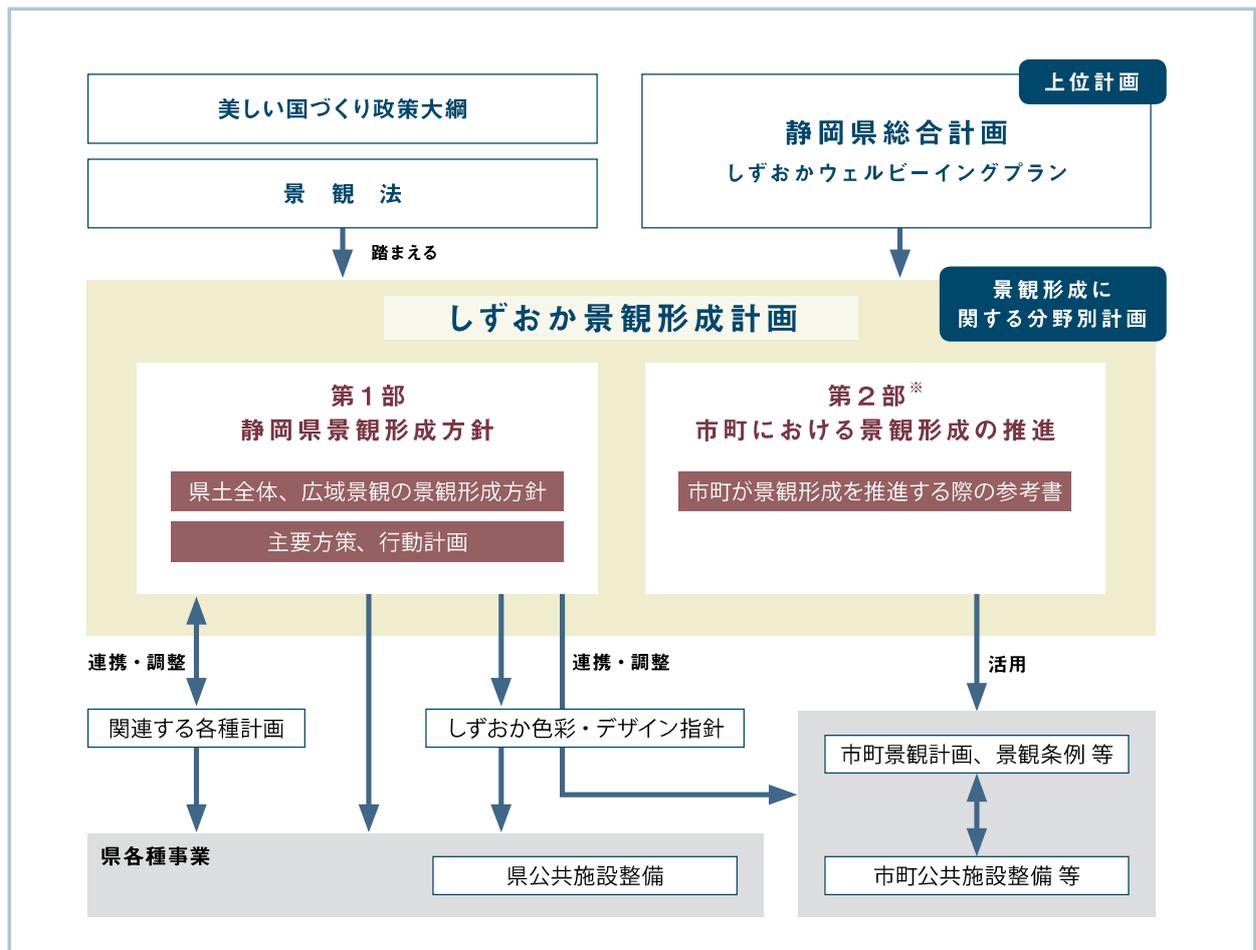
1 位置付け

本計画は、静岡県総合計画を上位計画として、本県における景観形成に関する分野の方針及び方策を定めた「任意計画」である。

本計画第1部では、県土全体の景観形成の方針、単独の地方公共団体の取組では解決できない「広域景観」の方針及び主要方策を示すとともに、市町が定める景観計画や景観条例、県及び市町が実施する公共事業の景観形成において活用される指針として位置付けるものである。

また、第2部では、市町が景観形成を推進していくために、活用することが望まれる景観法や主要制度等を整理している。

図 計画の位置付け



※第2部は第1部と別冊

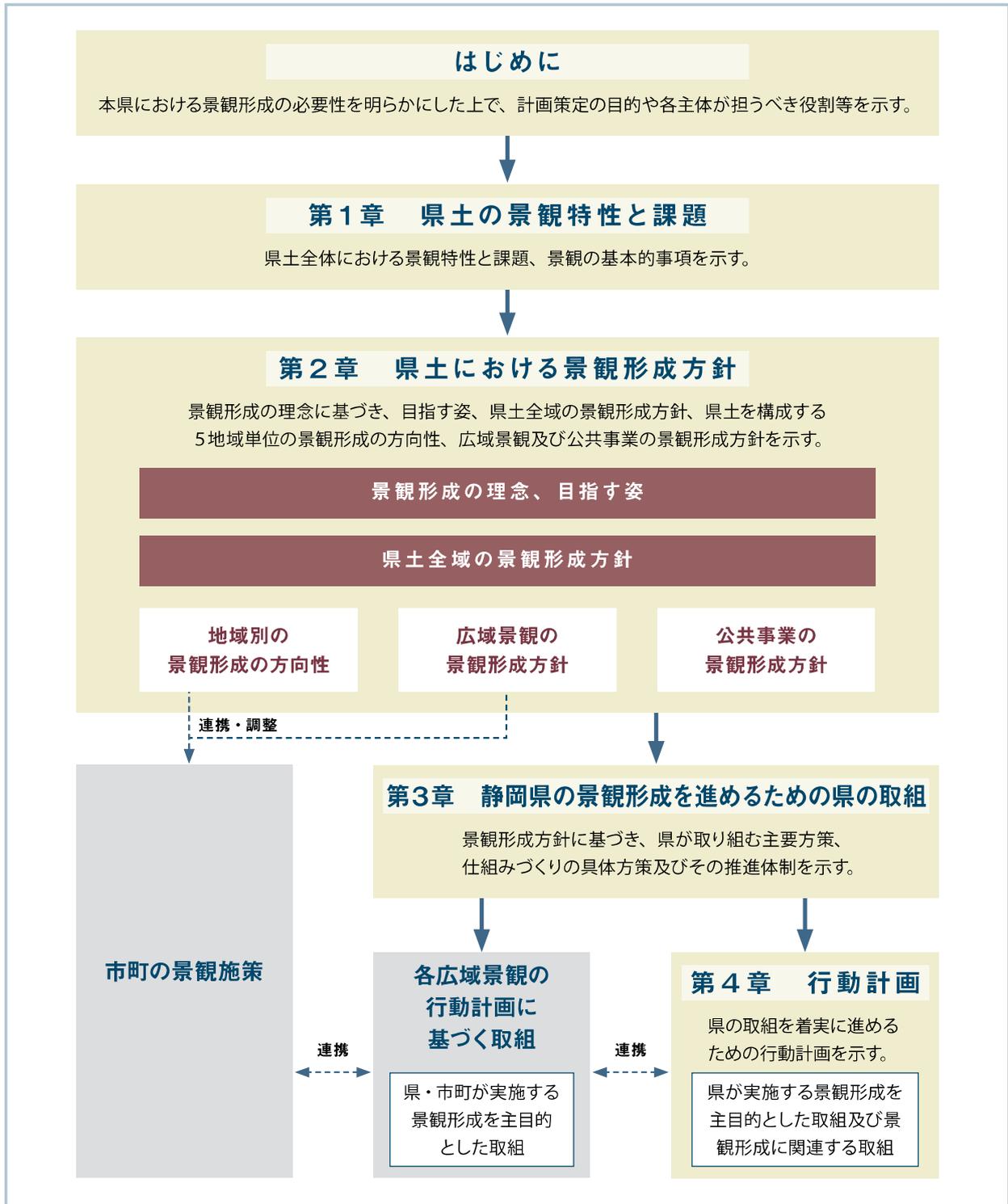
2 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年度から令和10年度までの12年間とする。

5 計画の構成

本計画の第1部「静岡県景観形成方針」は、次の4章から構成されている。

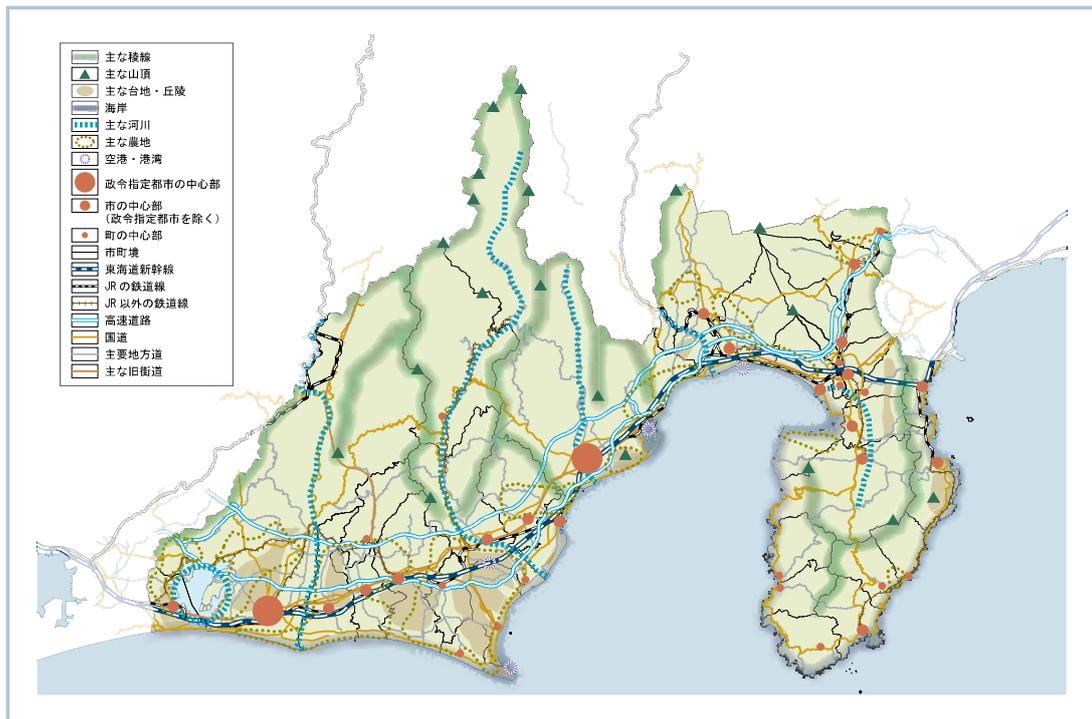
図 計画の構成



※灰色の部分は本計画に含まない

1 県土の景観特性と課題

良好な景観形成を進めるに当たっては、まず現状を把握・整理し、景観を構成する要素ごとに、その特性と課題を明確にしておく必要があるため、ここでは、県土の景観特性と課題を示す。



1 山地の景観(山地、森林、台地・丘陵)

特性

- ・世界遺産に登録された富士山は、我が国の象徴であり、県内外の多くの地点から眺望される重要なランドマークである。
- ・伊豆半島や県東部には、富士山、天城山、達磨山等の火山性山地からなる多彩な地形が分布している。
- ・中部から西部にかけては、日本の屋根といわれる南アルプスとそれに連なる山地景観が形成されている。
- ・本県は県土の64%が森林であり、そのうち約半分がスギ・ヒノキを中心とする人工林である。



課題

- ・富士山の眺望に入る景観阻害要素の整序、富士山を眺望できる視点場の整備、富士山の眺望と調和する景観の形成が重要である。
- ・観光・交流、文化振興の場として山地や森林を活用する取組と併せて、山地景観を保全・形成する取組が必要である。
- ・廃棄物の不法投棄、土石採取、在来植生の荒廃、管理が行き届かない人工林等、景観を悪化させる様々な要因への対応が必要である。

② 水辺の景観(海岸、河川、湖、湧水池・湧水群)

特性

- ・駿河湾や遠州灘には、千本松原や三保松原をはじめ、白砂青松にふさわしい海岸林が多く残っている。
- ・火山活動や海食の影響を受けた伊豆半島では、急崖やリアス式海岸等、独特の海岸景観が形成されている。
- ・代表的な河川として、天竜川、大井川、安倍川、富士川、狩野川等が流れており、上流部には美しい渓谷の景観、下流部では河川緑地を持つ雄大な河川景観が形成されている。
- ・富士山麓周辺には、御殿場市の沼田、三島市の小浜池、清水町の柿田川、富士宮市の湧玉池等、地下水の湧出がみられる。
- ・浜名湖は、猪鼻湖、引佐細江、村櫛半島等により、出入りに富んだ湖岸線となっている。



課題

- ・海岸浸食、松食い虫による松枯れ、廃棄物の不法投棄や漂着等が見られることから、海岸保全対策や松林の保全活動が必要である。
- ・風力発電施設が立地するエリアでは、海岸の景観と調和した施設整備が求められている。
- ・河川整備に当たっては、治水、利水との調和を図りつつ、多自然川づくりを推進することが求められている。
- ・湧水の水辺環境を保全するとともに、水質浄化や枯渇防止のための取組が求められている。
- ・湖岸周辺における開発及び建築の適正な規制・誘導が必要である。
- ・南海トラフ地震等に伴う津波や激甚化する風水害等への備えとして、防潮堤の整備等防災・減災対策を進めるにあたり、周辺の自然景観や歴史的景観との調和を図ることが重要である。

③ 農山漁村の景観(農地、農山漁村集落、里山)

特性

- ・牧之原台地や富士山麓等の茶園、浜名湖北部のみかん畑等、丘陵地や山麓には、静岡を代表する農作物を生産する農地の景観が広がっている。
- ・伊豆半島や安倍川上流部の畳石式のわさび田、静岡市久能海岸沿いの石垣いちご園、箱根西麓のモザイク的な畑地、富士山西麓の牧草地、棚田、河津の桜並木、富士山を借景とした農村景観等、特徴的な農地の景観が形成されている。
- ・焼津市花沢の里の長屋門造の民家等、特徴的な建築物等の形態を有する集落景観が形成されている。
- ・伊豆半島の沿岸部や駿河湾に面して、網代、稲取、田子、戸田、焼津等の漁港があり、周囲には家屋が密集した漁村集落が形成されている。
- ・市街地や集落を取り巻く丘陵地には、古くから雑木林や畑が混在する里山景観が広がっている。



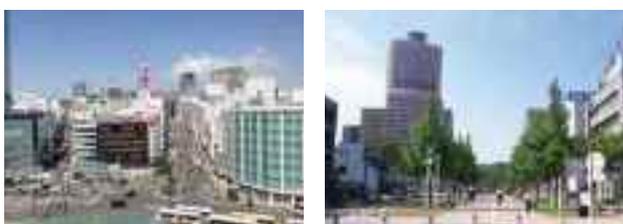
課題

- ・茶園、みかん園等の農地の利用継続、保全・維持と併せて、鉄塔・電線、屋外広告物、メガソーラーなどの景観阻害要因への対応が求められている。
- ・人工物である基盤施設、近代化施設等により、農地の景観の美しさが損なわれている地域が見られる。
- ・農業従事者の高齢化、後継者不足等によって荒廃農地が増加しており、優良農地の確保の観点から荒廃農地の解消が求められている。
- ・民家の建て替えや空き家化によって農山漁村集落の特徴ある景観が失われつつあり、コミュニティの維持、地域の文化や行事の継承等と一体的に景観保全に取り組むことが必要になっている。
- ・農業従事者をはじめとした里山を管理する人手の減少に伴い、里山の荒廃が進みつつあるので、住民等による保全活動を通じて里山景観の保全を図ることが必要になっている。

4 市街地の景観(既成の住宅地、郊外の新住宅地、中心部の商業・業務地、温泉街、別荘地)

特性

- ・主要駅周辺では、中高層の商業・業務建築物や官公庁施設が集積し、都市的な景観が形成されている。特に、JR静岡駅の周辺では県下一のにぎわいの景観が形成されている。また、JR東静岡駅を中心とした地区では、学術、文化・芸術、スポーツ関連施設等の立地が進み、新たな市街地景観が形成されつつある。
- ・中心市街地の周辺では、工場や店舗が混在する住宅地が一般的であるが、郊外部の一部等では土地区画整理事業等によって整然としたまちなみの住宅団地が形成されている。
- ・我が国を代表する観光地として発展した熱海、伊東、下田、修善寺等では、規模の大きい旅館・ホテルや観光施設が集積している。
- ・伊豆半島の山麓部や高原地、富士山や箱根外輪山の山麓部の森林地域には、緑の中に別荘が点在する景観が形成されている。



課題

- ・多くの人が行き交う商業・業務地では、各地域及び県全体のイメージを生み出す空間として、より魅力的な景観を形成することが求められている。
- ・中心市街地の一部は、空き店舗や低未利用地の増加に伴い、賑わいのない景観になりつつあり、中心市街地の活性化と併せて魅力的な景観を形成することが求められている。
- ・多くの用途が混在する住宅地では、住民が主体となって地域の将来像を描き、良好な景観と住みよい環境を形成するルールづくりなどを進めていくことが必要である。
- ・周囲の景観と調和しない建築物、広告物等によって温泉情緒が失われつつある地域では、緑や水辺、歴史資源を活かした温泉街らしいまちなみを形成していくことが求められている。
- ・建て替え時や、空き家・空地を活用する際、現在の景観を保全・形成することが求められる。

5 産業地の景観(工業地、港湾)

特性

- ・沼津市、富士市、静岡市、浜松市等の臨海部や、インターチェンジ周辺等の内陸部を中心に大規模工場が集積した景観が形成されている。また、ファルマバレー(医療・健康)、フーズ・サイエンスヒルズ(食品)、フォトンバレー(光・電子技術)の3つの産業集積プロジェクトにより、先進的な研究・開発施設の立地も進んでいる。
- ・近年では、本県の「内陸のフロンティア」を拓く取組により、新東名高速道路のインターチェンジ周辺等に、複数の産業拠点が形成されつつある。
- ・駿河湾に面して清水港、御前崎港、田子の浦港が開かれ、大型の船舶が行き来する物流港、工業港として利用されるとともに、海洋公園等の人々に親しまれる憩いの場が整備され、地方港湾においても地域産業、海洋レクリエーションなどを核とした個性あるみなとづくりが進められている。



課題

- ・工場、研究施設等が立地する地域は、駿河湾沿岸や富士川・大井川河口、富士山麓等の景勝地に近接していることから、周囲の自然景観との調和、眺望の保全に配慮したデザイン、緑化等が求められている。
- ・港湾では、緑地等の整備、施設周辺の修景や緑化を通じて、地域の人々に親しまれる景観形成を進めることが求められている。

⑥ 歴史の景観(旧街道、歴史的まちなみ)

特性

- ・東海道53宿のうち22宿が県内に設置されていた。現在、蒲原宿、由比宿、岡部宿、島田宿、日坂宿、新居宿等では、旅籠や町家、関所等の歴史的建造物の保全・活用等が行われている。また三島・函南(箱根旧街道の一部)や金谷では復元された旧東海道の石畳を歩くことができる。
- ・塩の道、秋葉街道等の旧街道には、現在でも常夜燈、道標、石仏等が残存している。



課題

- ・道路整備に伴う地形改変、沿道土地利用の変化によって、連続した旧街道の景観は失われつつあるため、残された歴史資源の保全と併せて、街道の連続性に配慮した景観形成が重要である。
- ・街道に残されている歴史資源を活用するとともに、沿道建築物や屋外広告物のルールづくりなど、住民が中心となった景観形成が求められている。

⑦ 交通軸の景観(国土交通軸、幹線道路沿道)

特性

- ・県内には、東海道本線、東海道新幹線、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号が整備され、東西の交通の要衝として発展してきた。これらの車窓からは、富士山や茶園等、静岡ならではの景観を望むことができる。
- ・現在は、伊豆縦貫自動車道、中部横断自動車道、三遠南信自動車道の整備が進められており、より多くの人々が県内を訪れることが期待されている。
- ・郊外の幹線道路沿道には、大規模な駐車場を備えた量販店・専門店や飲食店等が立ち並んでいる。
- ・豊かな自然に囲まれた富士山静岡空港が平成21年に開港し、国内外から多くの人々が県内を訪れている。
- ・駿河湾が「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟したことにより、世界遺産「富士山」とともに世界レベルの自然景観を有する国内屈指の港としてクルーズ船誘致活動の展開が可能となった。



課題

- ・広域交通ネットワークを利用して来訪又は通過する人々に、本県の魅力を伝えるため、これら沿線・沿道における屋外広告物の規制や、鉄道駅・インターチェンジ周辺における魅力的な景観形成が求められている。
- ・新たな高規格幹線道路整備に当たっては、周辺の自然景観との調和や眺望の確保等に配慮することが求められている。
- ・幹線道路沿道、特に世界遺産である富士山の周辺や日本有数の観光地である伊豆半島、空港周辺、郊外の商業施設が並ぶ地域等、多くの人の目に触れる地域では、建築物や屋外広告物について適切に規制・誘導を図ることが求められている。
- ・駿河湾フェリーやクルーズ船で来県する多くの観光客等の目に触れる海上から眺められる富士山の景観をより印象的なものとするため、ふ頭から市街地までの景観を適切に保全・誘導することが求められている。

2 景観の基本的事項

景観形成を進めるに当たっては、景観そのものの性質を理解し、地域の景観特性を読み解いた上で、効果的な取組を展開することが重要である。

そのため、ここではそのヒントとなる景観のとらえ方と関わり方について解説する。

1 「景観」の定義

「景観」は、用語的には「風景、景色、自然等の眺め。また、その美しさ。」と定義されるものであり、自然物や人工物等の物理的な眺め(景)と、それを見た人間が感じる心的現象(観)によって成立するものである。

「景観」は、自然環境の中で人々の様々な活動の積み重ねによって形成された複合的かつ総合的な空間の広がりであり、人間が生きていくための営みの歴史的結晶と言える。

2 「景観」のとらえ方

「景観」は、眺められる対象と、眺める側の人間の相互の関係で成り立っている。

ここでは、景観のとらえ方の基礎として次の事項の整理を行う。

- ・景観を構成する要素
- ・視点場と視対象の関係
- ・距離による視対象の見え方の違い

景観を構成する要素

本県の景観を構成する要素には、様々な特性を持つ地域に存在する森林、河川、農地、集落、建築物、道路等がある。

構成要素は、地形や植生等の自然環境の変化と、その上で展開されてきた人間の活動等により形成されたものであり、眺める人の価値観を通じてこれらを認識することで、眺めている地域のイメージが喚起される。

そのため、地域に根ざした景観の形成を検討する際には、今ある構成要素を培ってきた地域の自然環境や歴史について、丁寧に理解することが重要である。

表 地域区分と景観を構成する要素

区分	構成地域	景観の構成要素
山地の景観	1 山地	山体、山頂、稜線、砂防施設、登山道や散策道、登山や散策を行う人 等
	2 森林	天然林、人工林、林道、散策や紅葉狩りを行う人 等
	3 台地・丘陵	頂上面、斜面地・崖、頂上面や斜面地の緑地・農地 等
水辺の景観	4 海岸	海面、汀線、岩礁、砂浜、砂丘、クロマツなどの海岸林、防災施設、海水浴やマリッジ、釣りをを行う人 等
	5 河川	川面、川岸、河畔林、護岸、堤防、河川緑地、橋梁、釣りやバーベキュー、散策を行う人 等
	6 湖	湖面、湖岸、湖畔林、護岸、釣りや散策を行う人 等
	7 湧水池・湧水群	水面、岸、水汲み場・洗い場、周辺の散策道や公園 等
農山漁村の景観	8 農地	水田、畑、樹園地、農道、水路、ため池、加工施設・集出荷施設、販売所、栽培や収穫等の人々の営み 等
	9 農山漁村集落	民家、蔵、門・垣、社寺、祠、漁港、日常生活や伝統行事 等
	10 里山	市街地や集落の縁辺の低山や丘陵地における雑木林、竹林、人工林、畑等の混在、散策を行う人 等
市街地の景観	11 中心部の商業・業務地	店舗、事務所ビル、駅、官公庁施設、メインストリート、屋外広告物、商業活動やイベントなどの人々の営み 等
	12 既成の住宅地	戸建の低層住宅や中層住宅、工場・店舗等の混在、人々の日常生活やコミュニティの活動 等
	13 郊外の新住宅地	戸建の低層住宅、人々の日常生活やコミュニティの活動 等
	14 温泉街	旅館・ホテル、飲食店、娯楽施設、湯煙、屋外広告物、街を散策する人々 等
	15 別荘地	別荘、森林、高原地 等
産業地の景観	16 工業地	大規模な工場、地場産業の工場、倉庫、煙突、働く人々 等
	17 港湾	港、船、クレーン、倉庫や工場、船の出入りや働く人々 等
歴史の景観	18 旧街道	松並木、史跡・名勝、宿場のまちなみ、散策を行う人 等
	19 歴史的まちなみ	神社仏閣、古民家、遺跡、伝統行事、祭り 等
交通軸の景観	20 国土交通軸	鉄道駅、インターチェンジ、サービスエリア、車窓からの眺望 等
	21 幹線道路沿道	街路樹、沿道型量販店・専門店、飲食店、屋外広告物 等
	22 空港・港湾	旅客機、クルーズ船、乗客、見学者、空港ターミナル、クルーズターミナル、商店・露店の歓迎行事、ふ頭から市街地、海上から眺められる富士山 等

視点場と 視対象の関係

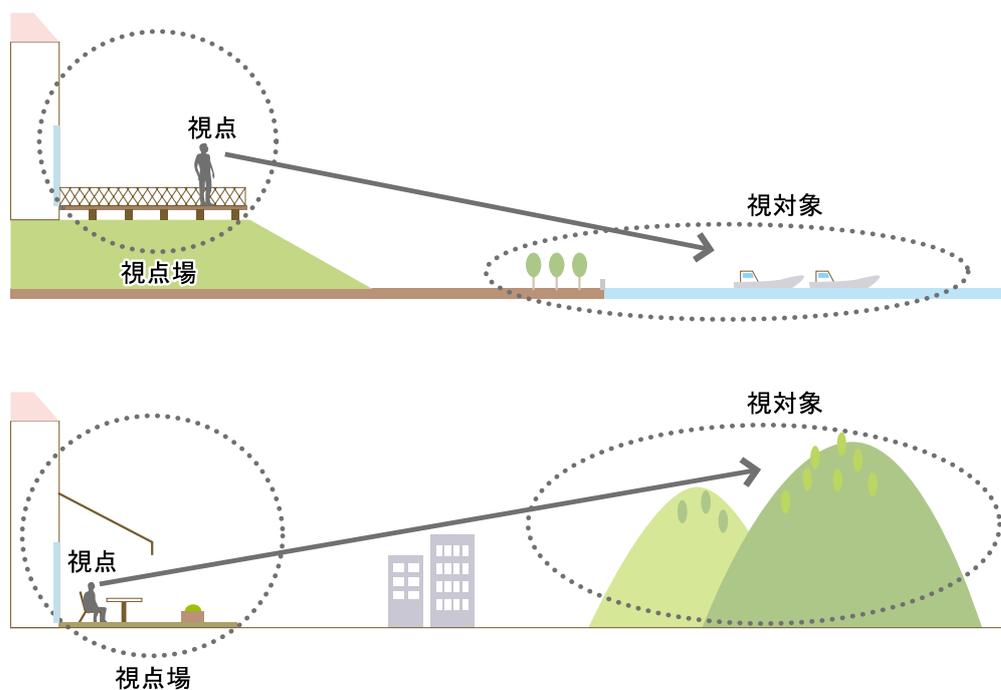
「視点」とは、景観を眺める人間の位置であり、「視点場」とは、眺める人間が位置する場所を指す。「視点場」の分かりやすい例としては、眼下に広がるまちを眺めるような山頂の展望台や、川筋を眺める橋の上が挙げられる。また、移動中の自動車や鉄道の車窓からの眺めのように、景観が変化する視点場もある。

「視対象」とは、見る対象である。特に、富士山のように規模が大きくなると、視対象の中でも見る対象となりやすい。

景観は、ある視点場から視対象を見た時の眺めであるため、視対象と視点場の状況が景観に影響を与えることになる。

そのため、景観を良いものにするためには、視対象の景観の質を高めるだけでなく、眺める対象を見たい大きさや角度でほどよく見せるような、視点場の配置やその中での施設の置き方、また視点場の周辺では必要に応じて樹木や建築物、工作物等の制限が重要である。

図 視点場と視対象の関係



距離による
視対象の
見え方の違い

同じ視対象でも、視点から視対象までの距離に応じて、見え方に違いが生まれる。景観をとらえようとするときには、見え方によって、以下のとおり近景・中景・遠景に分けることができる。眺めるとき、人は視対象の大きさなどのバランスや周辺との調和から景観の良し悪しを判断しており、仮に近景として優れた施設であっても、遠景では阻害要因になる場合もある。そのため、眺望景観の形成について検討する際には、視点からの距離に応じて、立地する建築物等の適切な見せ方を把握し、そのために必要な施策を講じることが重要である。

近景

視対象となる樹木や施設の特徴や意匠、質感まで認識でき、構成要素の動き（例えば、葉の茂り具合や花の咲き具合等）まで理解できる程度の景観。人の顔や活動を認知できる限界である。

中景

視対象の個々のディテールまでは見分けることができないが、視対象の形態や配置等までは認識でき、構成要素のアウトラインや質感（例えば、植生の違いがもたらす形状や色彩の違い、複数の建築物によって構成されたまちなみなど）が理解できる程度の景観。人間を認知できる限界である。

遠景

個々の樹木や施設を見分けることはできず、視対象のアウトライン、視対象と背景のコントラストが際立つ景観。一般的には山の稜線や建築物の規模・形態が形作るシルエットなどによって認識される景観。

図 近景・中景・遠景のイメージ



()は視点からの距離

〈参考〉

「距離による視対象の見え方の違い」



富嶽三十六景「尾州不二見原」(葛飾北斎作)

3 「景観」に対する心構え

景観のとらえ方でみたように、魅力的な景観形成を行うには、個々の景観に丁寧に向き合うことが重要である。

景観の構成要素に深く関わっている地域の自然環境や歴史、人々の生業等について把握した上で、景観形成の配慮事項とすることが重要である。

さらに、例えば農業景観の保全形成等では、景観形成の取組と併せて、必要に応じて生業の課題解決にまで踏み込むことも想定される。

なお、景観の特徴を把握する上では、対象地の旧来の地名を調べることで足がかりになる場合がある。地名からは、地形や土地の特徴、関わりのあった集団(職人町)等、その土地の歴史的な経緯を知ることができる。

1 景観形成の理念と目指す姿

1 景観形成の理念

本県は、世界遺産富士山をはじめ、多くの地域資源が世界水準であると認められた地域であり、国内外から憧れられる条件を備えている。

また、平成28年3月には、『美しい静岡 景観づくり宣言』（26頁参照）を発表し、百年の大計に立ち、社会総掛かりで世代を超えて力を合わせ、景観形成に取り組んでいくことを宣言した。

このような状況を踏まえ、美しく、豊かな生き方を実現できる静岡県へと飛躍していくことを目指す。

豊かな自然と 歴史への敬意

- ・幾多の山々と名水と温泉、美しい海の眺めを有する伊豆半島、駿河湾や遠州灘に注ぎ込む急流大河、農業、茶業、漁業、近代工業の営み、今川・徳川の史蹟や名刹、入江・岬・果樹のある浜名湖を有する遠江の地、これらの豊かな自然や文化は、先人達が守り築いてきたものであり、愛着を持つとともに敬意を払う。

郷土の景観は 人々の心の表れ

- ・歴史の豊かさと風景の美しさに、この地に対する自信と誇りを取り戻す。
- ・誇るべき自然景観を借景として生活景観の中に取り込む。
- ・意識の変化を促し、「私」の利を少し抑え、「公」の美が豊かになることによって、「私」達は、さらに心豊かな生活を得る。

世界に誇る 「静岡県」を 引き継ぐ責務

- ・富士山をはじめ、豊かな自然・文化・歴史に根ざした景観は、過去からの贈り物であり、言葉のいらないおもてなしである。
- ・世界遺産富士山が持つこうした普遍的価値を継承することは、現代に生きる我々の責務である。

2 目指す姿

本県は、「信仰の対象、芸術の源泉」として^{そび}聳える世界文化遺産富士山、山々と名水と温泉を擁し深い海の眺めを打ちひろげている伊豆半島、幾多の名刹と入江と岬を擁する浜名湖をはじめ、南アルプス、天竜川・大井川・安倍川・富士川・狩野川等の各河川や長い海岸線等、全域にわたって多様な自然を擁している。

また、そこに暮らす人々の営みや文化、歴史等と相まって豊かな風土が形成され、固有にして印象的な景観を具備している。

そこで、本計画では、以上と景観形成の理念を踏まえ、県土の目指す姿として、県土全体を一つの広大な回遊式庭園[※]に見立てることを提起する。

この見立ては、地域や市町が、地元の豊かな歴史や文化と、固有にして印象的な景観にあらためて誇りと愛着を持ち、それぞれが他をもって替えがたい魅力をもつ地であることを認識し、あたかも作庭するかのようにその魅力を磨き上げるための行動の枠組みである。

それはまた、国内外の人々が、広大な県土に繰り広げられる多彩な景観を訪ね歩き愛でることで、その魅力が、地域の認識以上の価値として再発見され、本県の目指す移住・定住の促進や、関係人口の創出、国内外の人々との交流の拡大を誘導する、景観施策の象徴である。

〈目指す姿〉

しずおかの多彩な景観が織りなす“回遊式庭園”

図 しずおかの多彩な景観が織りなす“回遊式庭園”のイメージ



※日本の伝統的な庭園様式のひとつ。回遊式庭園とは、池とその周囲の園路を中心に作庭され、広大な園内を巡りながら地形に応じて次々と繰り広げられる景観を鑑賞するように造られた庭園。園内に配置された茶亭(休憩所)、東屋(展望所)等の建築物等も景観の一部となり、庭園と建築物等が一体的に一つの作品となって、日本的な美を形成している。

■ 景観の将来イメージ

景観形成は短期的に効果を挙げながらも、百年の大計に立ち、長期に渡って取り組んでいく必要がある。そのため、ここでは、十年後、二十年後、長期について将来イメージを示す。なお、本計画第4章行動計画では、本計画の計画期間12年間の取組を示している。

10年後

- ・景観の重要性を認識し始めた各主体が、様々な場面や機会を活用して景観形成の検討や取組を展開し、まちづくりにおいて「景観」が重要な役割を占めるようになる。
- ・富士山の眺望を遮るような電線・電柱、屋外広告物等が減り、雄大で美しい富士山の姿が一層際立つ。
- ・伊豆半島では、違反屋外広告物が無くなるとともに、景観と調和した屋外広告物が設置され、自然豊かで温泉情緒あふれる伊豆半島固有の景観が国内外の来訪者を魅了する。また、徹底した違反指導が全県下に広がる。
- ・主要駅や観光地周辺、農村等の景観、優れたデザインの公共施設等が注目を浴び、視察や取材等を通じて静岡県の景観が全国へ発信されるようになる。
- ・県所管のガードレール、ガードパイプは景観配慮色に塗り替わり、景観の脇役として地域の景観と調和している。
- ・公共施設整備において、景観検討が一般的となり、地域の景観と調和した施設が常識となっている。
- ・歴史的に価値の高い建造物の維持修繕費集めに、クラウドファンディングやふるさと納税が活用される。

20年後

- ・全県下で違反屋外広告物が無くなる。また、スマートフォンや車の自動運転等、ITの進化により、屋外広告物が減少している。
- ・地域の景観と調和した質の高い公共施設整備が、県全体の景観形成をけん引し、県民や事業者に波及効果を及ぼしている。
- ・景観に関して学んだ子供達が大人になって景観形成の主体として登場し、地域の景観への配慮が常識として定着するとともに、民間レベルでの景観の検討や審査も活発に行われるようになる。
- ・ルールに基づいた屋外広告物や建築物が増え、空間的な連続性や統一性を持ったまちが生まれるようになる。
- ・良好な景観を持つ住宅地や商業地が多くの人々を引きつけ、他のまちにはない賑わいや魅力を備えたまちが生まれるようになる。

長期

- ・固有の歴史・文化・風土に愛着と誇りを持つ県民・事業者が、次の百年に向けて静岡の景観を伝えていくための行動を起こすようになっている。
- ・広く青い空に映える富士山、緑豊かな自然と調和するまちなみなどが、県全体で当たり前の景観となり、全県下で良好な景観が形成されている。
- ・静岡の景観が、県全体において世界レベルとなり、国内外の多くの人々にとって、訪れたい、暮らしたくなる「憧れの地」となっている。

将来イメージ

現 況

将 来

富士山の眺望景観



住宅地の景観



シンボルストリートの景観



～美しい静岡 景観づくり宣言～

美しい日本列島のなかでも、私たちが住む静岡県はまたとくに美しい風景、豊かな風土に恵まれた地域です。富士山は世界の名山の中でも、「信仰の対象、芸術の源泉」というみごとな定義によって、いまや静岡・日本をこえて世界の「文化遺産」となって聳えています。その富士山に連なる伊豆半島は、内陸に幾多の山々と名水と温泉を擁し、とびきり美しいそして深い海の眺めを打ちひろげています。

そして、駿河湾や遠州灘に注ぎこむ急流大河はみなそれぞれに特色あるなつかしい風景を切り開き、農業、茶業、漁業、さらに近代工業の営みをうながし、人々の心も生活もうるおしてきてくれました。遠江の地に入ると、近世の今川・徳川両家にかかわる波瀾の史蹟の向こうに、幾多の名刹と入江と岬と果樹、さらに鰻を擁した青い浜名湖がひろがります。

静岡県は、こうしてあらためて眺め、思い浮かべてみれば、全域にわたってまたなんと美しい、そして豊かな自然景観と歴史の記憶に富んだ県土なのでしょう。

しかし、この美と豊かさそのものの歴史に対し、近現代というよりとくに戦後の日本人、そして静岡県民は、しだいに鈍感になり、無責任になり、忘恩の徒となってきていたのではないのでしょうか。

景観づくりは、遠い百年後を考えながらも、近くは2020年の東京オリンピックを目途に次々に実現してゆくべきです。「私」の利を少しばかり抑えることによって、「公」の美は、よみがえり、「公」の美が豊かになることによって、「私」たちは、さらに、心豊かな生活を得るといふ新しい民主主義の実践ともなるかもしれません。

こうしてこそ、静岡県民は、県全域と各地元の歴史の豊かさと風景の美しさに改めて自信と誇りと愛着を持ち、そのことが国内のみならず全世界の人々にまで、おのずからこの風土の魅力を広く伝えてゆくことにもなるに違いありません。

私たちは、この歴史的な使命を担い、果たしてゆくことに、あらゆる智恵をしぼり、工夫と行動を傾けてゆくことを、富士山に向かって誓い、ここに公に宣言いたします。

2016年 春

一 【自然景観】

私たちは、富士山、南アルプス、伊豆半島、駿河湾、浜名湖など、美しい自然が四季折々に見せる「永遠の芸術」ともいべき静岡県の風景を誇り、その景観を楽しむ眺望の地を守り、また、自然景観を借景として生活景観のなかにとりこみます。

一 【街並み】

街並みを、土地の自然・文化・歴史と調和した、個性と風格のあるたたずまいにします。

一 【緑化運動】

公道には、そこにふさわしい並木を植えて、風雅な緑陰をつくり、生活のまわりには、植栽をして彩りをそえ、花と緑が映える地域にします。

一 【学習実践】

老若男女が協働し、自分たちの地域の自然・文化・歴史を学び直し、地域の個性を磨き、その美しさが感動を生むように、学習と実践に取り組みます。

一 【世界発信】

郷土の景観は土地の人々の心の表れであり、心を磨き、郷土を耕し、自然・文化・歴史の育んだ、静岡県の味わいのある多彩な景観の魅力を、世界に発信していきます。

2 県土全域の景観形成方針

1 県土全域の景観形成方針

良好な景観は、短い期間で表面的に繕うものではなく、多大な時間と労力を要するものである。自然や都市の景観も、日々の諸活動の蓄積の中で形成されるものであり、今後も継続した取組が求められる。

また、県民・事業者・行政が力を合わせ、身近な景観改善の取組を「点」から「線」、「線」から「面」へと、時を重ねながら、空間を広げていくことも求められる。

このように、景観は、空間的、時間的に広がりと連続性を持つものであり、その時間と空間を共有する全ての人々の活動によって育まれるものである。

このため、本県の景観形成の取組は、以下の3つの基本方針に基づき進める。

1 静岡県の個性を磨き、魅力を創出する

施設単体のデザインから、地区レベル、さらに広域レベルまで、空間的な連続性を持った景観形成に取り組む。本県が誇る緑豊かな自然景観と高品質な都市景観が調和した景観を育む。

2 歴史を継承し、新たな静岡県の魅力を育む

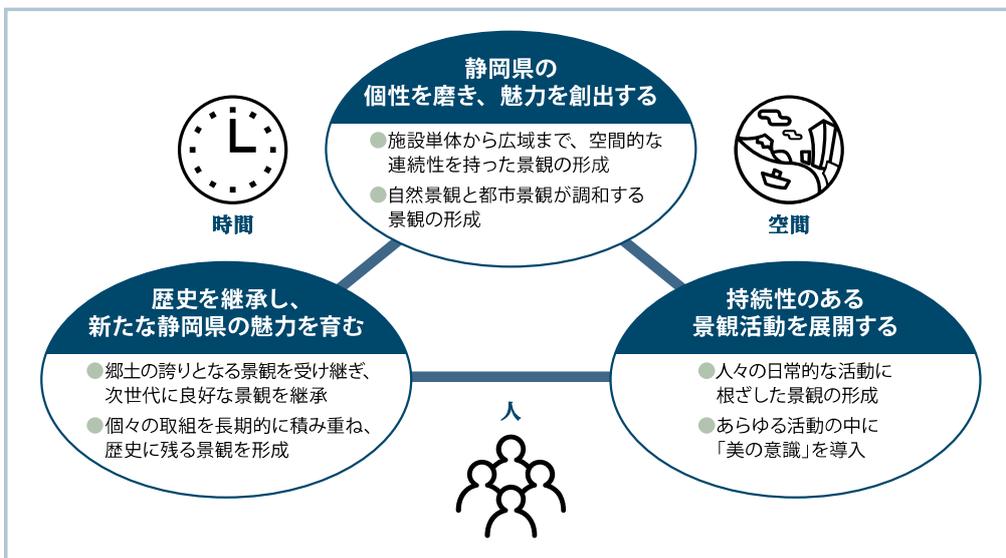
先人が培ってきた郷土の誇りとなる景観を受け継ぎ、次世代にはさらに良好な景観を継承する。個々の短期的な取組を長期的に積み重ねることで歴史に残る景観を形成する。

3 持続性のある景観活動を展開する

人々の日常的な活動に根ざした景観形成に取り組む。

県・市町・県民・事業者等のあらゆる活動の中に「美の意識」を取り入れる。

図 景観形成方針



2 「景観」との関わり方

景観は、自然環境の中の人々の営みによって培われてきたものであり、現時点の様々な行動によって日々変化し続けるものである。

このため、景観形成方針を行動に移していくためには、景観形成の実施主体が、現在の景観に対して、どのように関わればより良い景観へと変えていくことができるのかを知ることが重要である。

関わり方	主な事業・取組
<p>守る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画の活用 ● 法令等による行為規制・誘導 ● 屋外広告物の規制・誘導 ● 高品質な公共施設の整備 ● 無電柱化の推進 ● 人材育成と普及啓発 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>整える</p>	
<p>育てる</p>	
<p>活かす</p>	
<p>創る</p>	
<p>先人により培われてきた現在の良好な景観を、後世へ継承するため、景観要素とその周辺の建築物や土地を保全する</p>	
<p>景観を阻害している要因を認識し、それらを改善・除却することで周辺と調和した良好な景観を整える</p>	
<p>現在の景観からより良い景観にするために、景観形成の主体となる人々の意識も育てながら、日々の生活や行動の積み重ねで景観を育てる</p>	
<p>借景やランドマークとして活かす 既存の景観を資源として観光施策や文化財施策とも連携し、最大限に有効に活用する</p>	
<p>景観形成の各主体の連携・協働により、地域の誇りともなる新たな景観を創る</p>	

3 地域別の景観形成の方向性

歴史的なまちの成り立ちや地形的な一体性、そして現在の生活や行政面でのまとまりを考慮し、県土を、伊豆半島地域、東部地域、中部地域、志太榛原・中東遠地域、西部地域の5地域に区分する。

これら5地域は、それぞれが独自の景観特性や課題を有しており、県全体として多様で魅力的な景観を形成していくためには、各地域の市町と一体となって共通の方向に向かって取組を展開することが必要である。

こうしたことから、「地域別の景観形成の方向性」では、5地域の特性や課題を踏まえ、各地域において配慮する事項等を提示するものとする。

図 地域区分図



なお、静岡県総合計画[案](令和7年12月)第5章において、地域づくりの基本方向及び地域ごとの目指す姿が示された。(下表参照)ただし、必ずしも地域の枠にとらわれず、性質や面的な結びつきを踏まえながら柔軟な対応を図るものとされている。次頁以降に示す地域別の景観形成の方向性は、上記を念頭に進めるものである。

地域区分	目指す姿(要約)
伊豆半島地域	豊富な観光資源や地域の魅力を最大限活かすことにより、観光客や移住者など、常に人が人を呼ぶ賑やかな地域を創出
東部地域	集積が進む医療健康産業や富士山を中心とする観光圏など、将来有望で地域の個性を際立たせる産業が花開く地域を創出
中部地域	南アルプスから駿河湾まで、変化に富む素晴らしい自然景観に加え、県都を有し、商業や芸術文化等の中心として求心力が加速する拠点地域を創出
志太榛原・中東遠地域	大井川流域・牧之原大茶園の広域景観形成に重点的に取り組み、牧之原台地の茶園景観や農村景観等の保全・活用による新たな価値を創出する地域
西部地域	地域の発展の原動力となったものづくり産業、次世代産業、温暖な気候や豊かな自然が育む農林水産業など、多種多様な産業が調和して、新たな価値を創出する地域

1 伊豆半島地域

景観の特性

- 日本ジオパークに認定された伊豆半島は、海底火山によって形成された独自の景観を持つほか、岬、砂浜、港湾・漁港等、変化に富んだ海岸が連続している。
- 内陸部には、天城山系や達磨山系を骨格とした山地が連なり、山地に点在する集落では、石積みのおさび田や、棚田、段々畑の景観が今も大事にされている。
- 温泉やレジャー施設が集積する観光地や高原の別荘地等、県内外から多くの人々が訪れる。
- 国道135号・136号・414号や伊豆スカイライン、伊豆縦貫自動車道などにより、良好な自然景観を楽しむながら半島を周遊することができる。

景観形成の方向性

天城山系・達磨山系の山地景観の保全

- ・造林・間伐等による森林の適正な整備・保全
- ・視点場の確保・周辺環境の改善による眺望確保
- ・散策路の整備

駿河湾・相模灘の景観の保全・形成

- ・砂浜の保全や海岸保全施設、港湾・漁港の建築物の修景等による沿岸部の景観の保全・形成

狩野川の景観の保全・形成

- ・景観に配慮した護岸の整備、河川緑地の保全、水辺を活かした公園の整備等による河川景観の保全・形成
- ・観光客等に配慮した良好な景観の保全・形成

温泉地の景観の形成

- ・湯煙があがり、湯治客のそぞろ歩きにふさわしい、温泉情緒の感じられるまちなみ景観の形成

農山漁村の景観の保全・形成

- ・観光産業と連携した農山漁村景観の保全・形成

別荘地・観光施設の景観の形成

- ・高原地域等における別荘地や観光施設の開発における周辺の景観への配慮

来訪者をもてなす沿道・沿線の景観の形成

- ・来訪者が利用する主な鉄道・道路沿線での景観を阻害する建築物や屋外広告物等の抑制



2 東部地域

景観の特性

- 富士山から山麓地、さらに駿河湾へと変化するダイナミックな地形の中、日本のシンボルとなる雄大な景観が広がっている。
- 山麓地には、広大な牧草地や茶園が形成され、富士山からの湧水が、湧玉池、白糸の滝、楽寿園小浜池、柿田川等、各地に多様な水辺景観を形づくっている。
- これら豊かな水資源を活かして、山麓地には古くから大規模な工場が集積している。
- 海岸には、千本浜や田子の浦に代表される白砂青松の景観が残されている。

景観形成の方向性

本県を象徴する富士山・箱根外輪山の山地景観の保全

- ・在来の植生の復元及び造林・間伐等による森林の適正な整備・保全
- ・富士山にまつわる名所等、歴史・文化に関する景観の保全

千本浜や田子の浦等、駿河湾の景観の保全・形成

- ・砂浜や海岸林等の保全や海岸保全施設、港湾・漁港の建築物の修景等による沿岸部の景観の保全・形成

狩野川や黄瀬川、富士川等の景観の保全・形成

- ・景観に配慮した護岸の整備や市街地と水辺をつなぐ親水空間の整備等による良好な河川景観の保全・形成

富士山と調和する市街地・産業地景観の形成

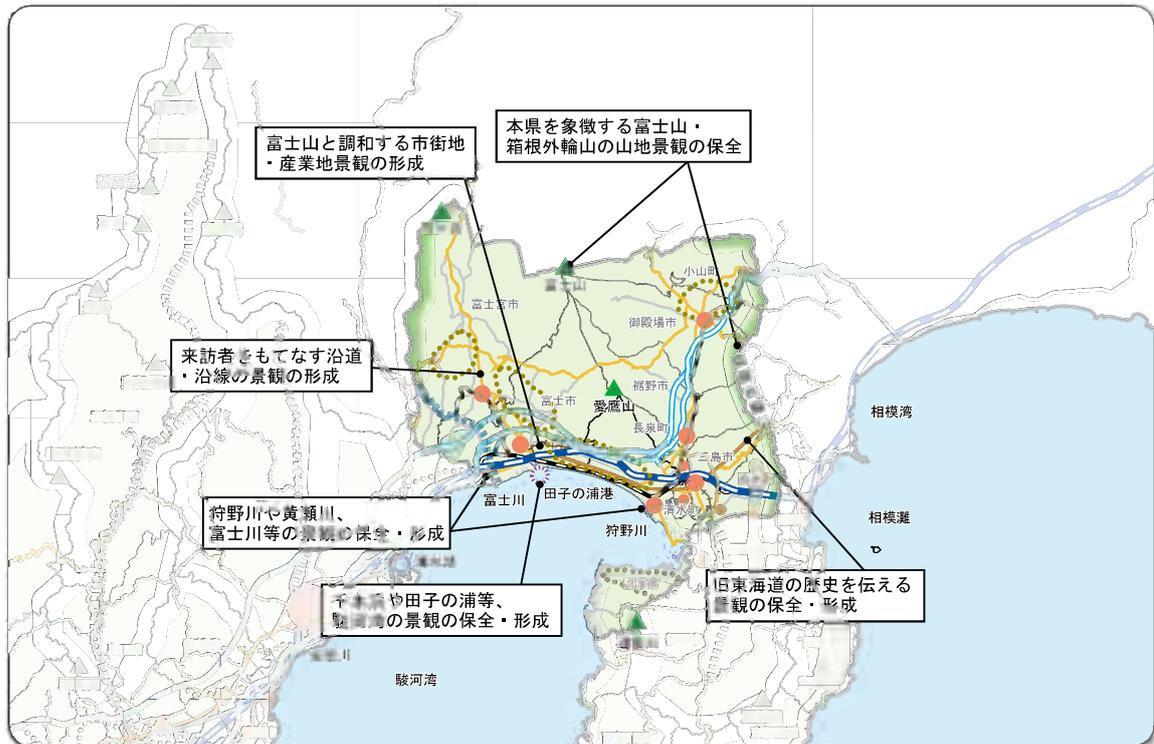
- ・富士山の眺めを活かし、視点場の確保及び周辺環境の改善や、道路や建築物整備の際のアイストップや借景としての活用等による市街地景観の形成
- ・富士山への眺めに配慮した沼津駅、富士駅、新富士駅周辺等の賑わいのある景観の形成
- ・山麓地等の住宅地や企業団地の開発における周辺の景観への配慮

旧東海道の歴史を伝える景観の保全・形成

- ・歴史ある建築物等の保存やまちなみの修景・整備等による、歴史を伝える景観の保全・形成
- ・周辺整備の際には旧東海道の道筋維持に配慮

来訪者をもてなす沿道・沿線の景観の形成

- ・来訪者が利用する主な鉄道・道路沿線での景観を阻害する建築物や屋外広告物等の抑制



3 中部地域

景観の特性

- 3,000m級の山々からなる南アルプスが急峻な山地景観を形成し、市街地の背後を急斜面の緑の壁が囲んでいる。
- 安倍川や興津川は、上流部の溪谷から、下流部の河川敷まで、変化に富んだ景観を形成している。
- 景勝地である日本平や三保地域からは富士山を眺望することができ、一体となった良好な景観となっている。
- 旧東海道宿場町や城下町から発展した市街地には、長い歴史を感じられる建築物や史跡が残されている。
- 静岡駅周辺や東静岡駅周辺は、本県を代表する商業・業務地としてのにぎわいが期待されている。

景観形成の方向性

南アルプスの山地景観の保全

- ・ 視点場の確保・環境の改善や、道路の修景等による南アルプスへの眺望の確保

富士山を望む日本平・三保地域の景観の保全

- ・ 眺望を構成する市街地や山地景観等の保全
- ・ 砂浜や海岸林等の保全による富士山への眺望の前景となる環境の保全
- ・ 眺望場所までのアクセス道路等公共施設の修景

駿河湾の景観の保全・形成

- ・ 砂浜等の保全や海岸保全施設、港湾・漁港の建築物の修景等による沿岸部の景観の保全・形成

安倍川や興津川等の景観の保全・形成

- ・ 景観に配慮した護岸の整備や河川緑地の保全等による河川景観の保全・形成

賑わいと風格のある県都の景観の形成

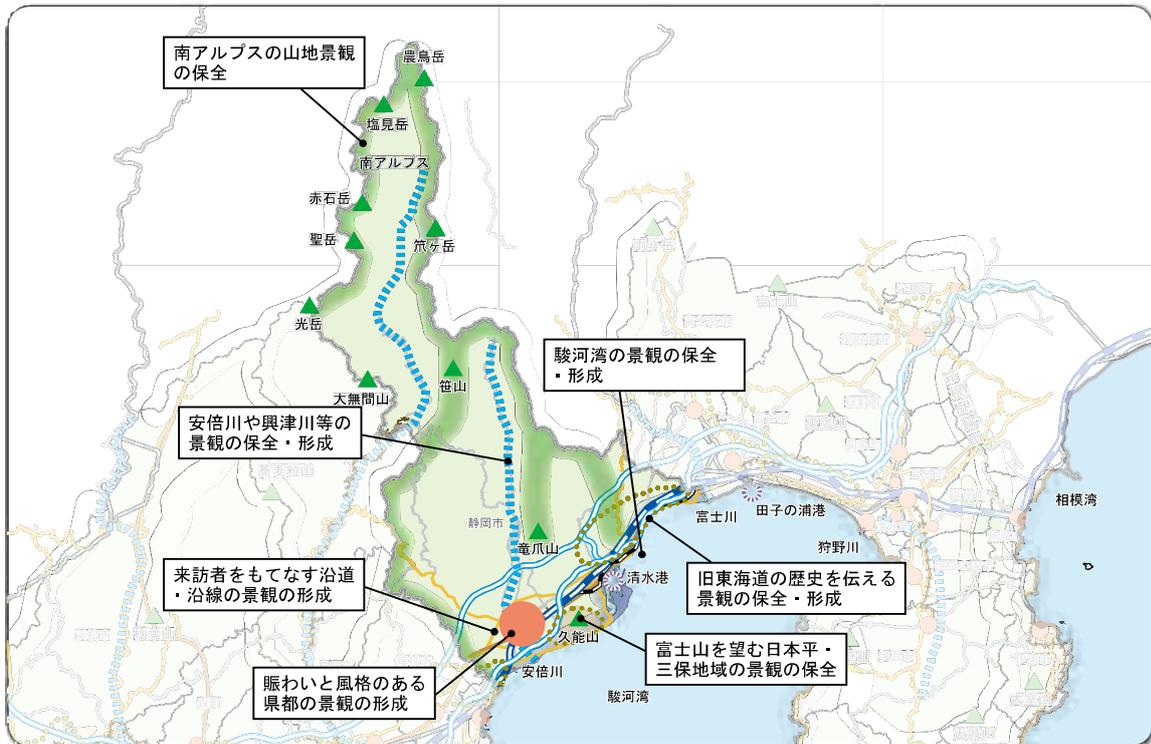
- ・ 県都にふさわしい風格のある景観の形成
- ・ 観光客の都市観光を促進する回遊ネットワークの形成とこれに連動した市街地景観の形成

旧東海道の歴史を伝える景観の保全・形成

- ・ 歴史ある建築物等の保存やまちなみの修景・整備等による、歴史を伝える景観の保全・形成
- ・ 周辺整備の際には旧東海道の道筋維持に配慮

来訪者をもてなす沿道・沿線の景観の形成

- ・ 来訪者が利用する主な鉄道・道路沿線での景観を阻害する建築物や屋外広告物等の抑制



4 志太榛原・中東遠地域

景観の特性

- 大井川によって形成された扇状地や平地には、田畑からなる景観が形成され、牧之原をはじめとする台地・丘陵地には、静岡のシンボルでもある大茶園が広がっている。
- 台地上には多数のため池があり、周辺の集落や里山と一体となった水辺景観が形成されている。
- 遠州灘と駿河湾に面する海岸は直線的な広がりを持ち、砂浜や松林からなる雄大な景観となっている。
- 旧東海道や塩の道・秋葉街道等、歴史を感じられる街道のまちなみが残されている。

景観形成の方向性

地域資源を活かした市街地・集落景観の形成

- ・ 各都市の中心市街地にふさわしい駅周辺のにぎわいのまちなみ景観の形成
- ・ 歴史的な建築物や用水や里山等、各地域の歴史・文化を活かした市街地・集落景観の形成

牧之原台地の茶園をはじめとする農村景観の保全・形成

- ・ 生産基盤施設や近代化施設の修景等による牧之原台地等に広がる茶園景観の保全・形成
- ・ 小笠・榛南地域における農村景観の保全

駿河湾・遠州灘の景観の保全・形成

- ・ 砂浜や海岸林等の保全や海岸保全施設、港湾・漁港の建築物の修景等による沿岸部の景観の保全・形成

大井川の景観の保全・形成

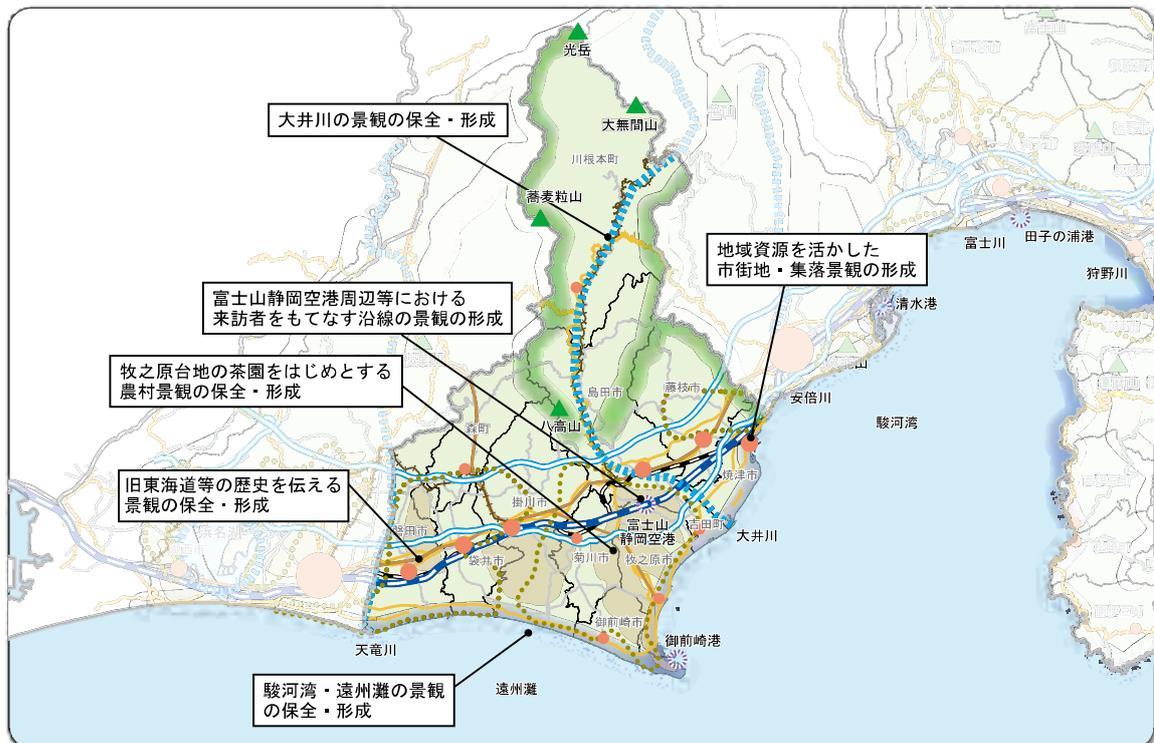
- ・ 景観に配慮した護岸の整備、河川緑地の保全、水辺を活かした公園の整備等による河川景観の保全・形成
- ・ 観光客等に配慮した良好な景観の保全・形成

旧東海道等の歴史を伝える景観の保全・形成

- ・ 歴史ある建築物等の保存やまちなみの修景・整備等による、塩の道・秋葉道や東海道等の歴史を伝える景観の保全・形成
- ・ 周辺整備の際には街道の道筋維持に配慮

富士山静岡空港周辺等における来訪者をもてなす沿線の景観の形成

- ・ 空港周辺をはじめとして、来訪者が利用する主な鉄道・道路沿線の景観を阻害する建築物や屋外広告物等の抑制



5 西部地域

景観の特性

- 天竜川の上流域は渓谷となっており、日本三大人工美林のひとつである天竜美林の景観がひろがっている。
- 天竜川によって形成された扇状地や平地には、広大な田畑と市街地が形成されている。
- 遠州灘に面する海岸は直線的な広がりを持ち、砂浜や松林からなる雄大な景観となっている。
- 浜名湖の湖岸は変化に富んだ地形となっており、湖岸周辺には多くの観光スポットが分布している。
- 多くの工業団地を擁する工業都市にふさわしい産業景観が形成されている。

景観形成の方向性

天竜川上流域の山地景観の保全

- ・上流域での造林や眺望場の確保等による山地景観の保全・活用

天竜川の景観の保全・形成

- ・護岸の修景や河川緑地の保全等による河川景観の保全・形成

浜名湖の景観の保全・形成

- ・水質浄化や景観に配慮した護岸の整備、沿岸のまちなみ形成等による浜名湖の景観の保全・形成

遠州灘の景観の保全・形成

- ・砂浜や海岸林等の保全や海岸保全施設、港湾・漁港の建築物の修景等による沿岸部の景観の保全・形成

工業が盛んな市街地景観の形成

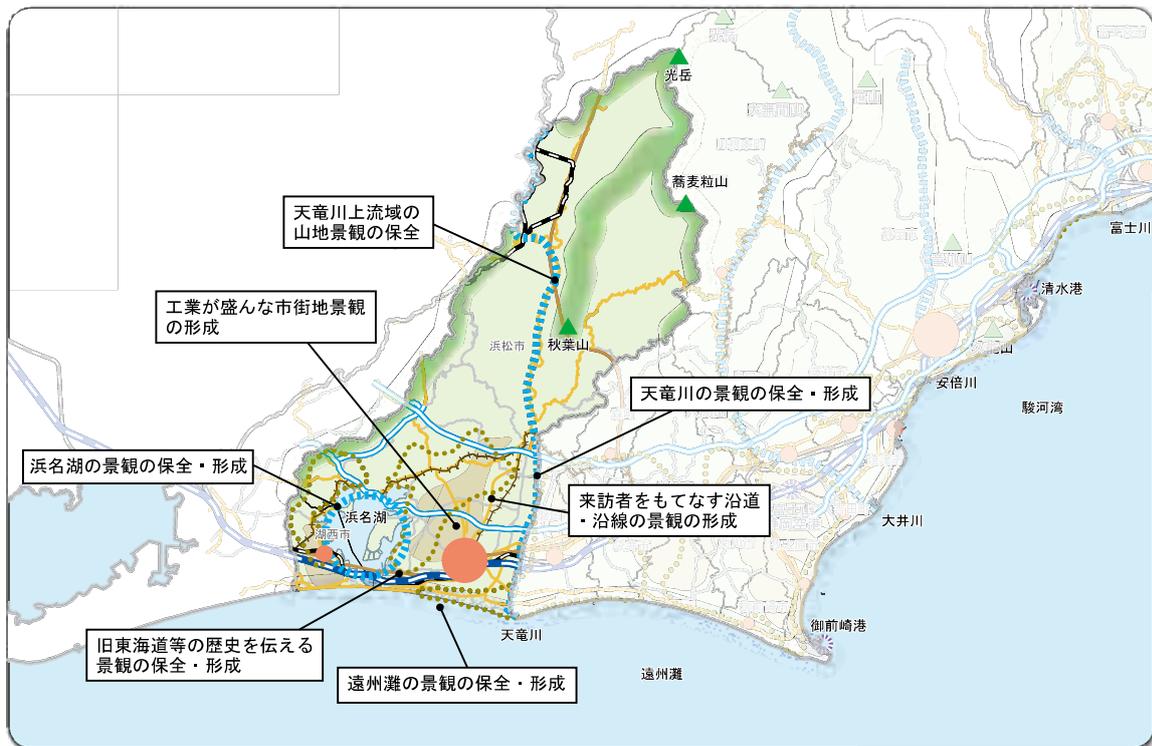
- ・県を代表する工業都市にふさわしい質の高くにぎわいのある市街地景観の形成
- ・周辺のまちなみや自然環境に調和した産業団地等の景観形成

旧東海道等の歴史を伝える景観の保全・形成

- ・歴史ある建築物等の保存やまちなみの修景・整備等による、塩の道・秋葉道や東海道等の歴史を伝える景観の保全・形成
- ・周辺整備の際には街道の道筋維持に配慮

来訪者をもてなす沿道・沿線の景観の形成

- ・来訪者が利用する主な鉄道・道路沿線での景観を阻害する建築物や屋外広告物等の抑制



4 広域景観の景観形成方針

1 広域景観の設定

1 広域景観を設定する目的

富士山や駿河湾をはじめとして、本県を最も印象付ける景観は、地理的な広がりや連続性を持つ「広域景観」であり、こうした広域景観がしっかりと保全・形成されることによって、その他の景観の取組も効果を発揮することができる。

特に、複数の県又は複数の市町にまたがる広域景観の場合、県・市町が単独で取組を進めるには自ずと限界があり、かえって不揃いな景観が形成される可能性もあることから、県が市町間や他県との調整を図ると同時に、県が主体となって各種施策・事業を積極的に展開することが必要である。

そこで、本計画では、県の景観形成において最も重要かつ先導的な役割を担う「広域景観」を設定し、景観形成の方針や具体的な方策、さらに、今後、展開する取組について提示するものとする。

2 広域景観の設定基準

「広域景観」は、以下の要件を満たすものとする。

象徴性：本県のシンボルとなる重要な景観であること（「美しい静岡 景観づくり宣言」に盛り込まれた、富士山、伊豆半島、駿河湾、浜名湖等）

広域性：複数の県又は複数の市町にまたがる広域的な景観であること、又は複数の市町によって広域的に展開する景観形成の取組であること

3 広域景観の設定

②の設定基準に基づき、7つの広域景観を設定する。



表 広域景観に関する市町

広域景観	関係市町
富士山	9市町 沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町
伊豆半島	13市町 沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町
大井川流域・ 牧之原大茶園	12市町 島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、川根本町、森町
駿河湾	11市町 静岡市、沼津市、富士市、焼津市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、吉田町
浜名湖	2市 浜松市、湖西市
旧東海道	12市町 静岡市、浜松市、沼津市、三島市、島田市、富士市、磐田市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、清水町
国土軸	28市町 静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、河津町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、森町

2 広域景観の景観形成方針

広域景観の景観形成は、以下の方針に基づき推進する。

具体的な行動・取組については、本方針を踏まえ、行政や事業者等で構成する広域景観協議会等(以下「協議会」という。)において検討を行うものとする。

1 富士山

広域景観

視対象

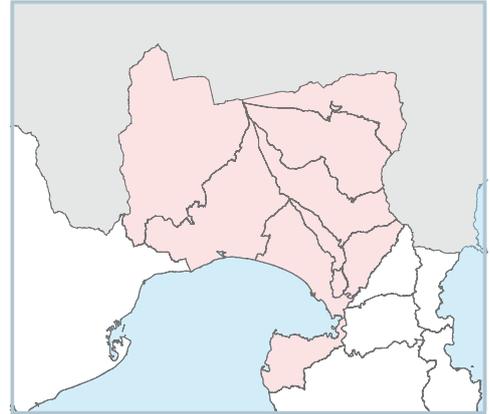
- 富士山 等

視点場

- 高速道路、一般道路、鉄道、河川、海岸からの眺望等
(代表的なもの)
 - ・新東名高速道路 ・東名高速道路
 - ・富士山スカイライン、ぐるり富士山風景街道等(国道469号他)等
 - ・東海道新幹線、東海道本線 ・富士川、駿河湾他 等

景観特性

- 富士山は、日本の最高峰であり、独立峰で美しい山裾のラインを有する景観は、本県を代表する景観であるばかりではなく世界遺産として、わが国を象徴する景観でもある。
- 東部地域の景観として卓越しており、富士山周辺地域の市町だけでなく、伊豆西海岸、三保松原、日本平、御前崎等からも富士山を望むことができる。
- 赤富士や雪冠等、時間や季節ごとに異なる表情を持つ富士山の景観は、絵画・詩歌・写真等の芸術を通じて表現され、また、浅間大社に象徴されるように信仰の対象となっている。



経緯と課題

- ・平成19年に県と関係市町で構成する「富士山地域景観協議会」を設立し、平成25年に「富士山周辺景観形成保全行動計画」を策定した。
- ・平成25年に富士山は「富士山-信仰の対象と芸術の源泉-」として世界文化遺産に登録された。世界遺産登録に併せて周辺市町では景観に配慮した取組を行っており、例えば世界文化遺産の構成資産の1つである富士宮市の白糸ノ滝では、景観に配慮した周辺環境の整備等を実施し、土木学会デザイン賞を受賞している。
- ・富士山周辺景観形成保全行動計画に基づき、県・市町等が連携しながら景観形成の取組を着実に進めていくことが必要である。

景観形成方針

富士山の眺望景観を阻害するものの整除

- ・富士山の眺望景観を阻害する要素の抑制や除却を進める。

富士山周辺の魅力的な景観の保全

- ・山麓に広がる森林や草原等の自然景観や富士山信仰の文化的伝統を表す景観等、自然と人の営みが調和した景観を守り育む。

富士山への眺望景観の創出

- ・周辺の自然景観を活かし、地域らしさのある景観形成を推進し、富士山の眺望景観を一層魅力的にする。

2 伊豆半島

広域景観

視対象

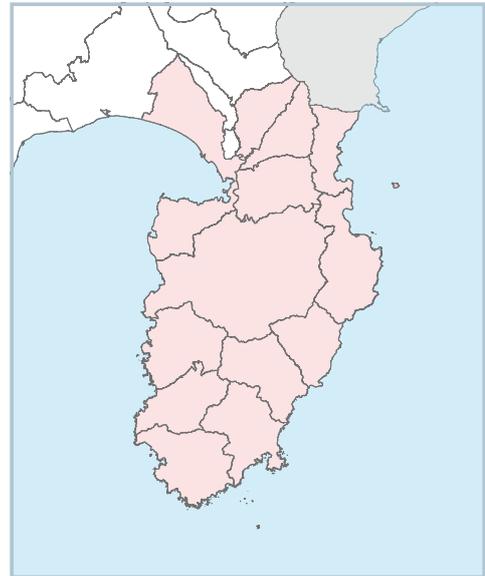
- 富士山
- 駿河湾
- 相模灘
- 相模湾 等

視点場

- 海岸沿いや尾根を走る道路、鉄道からの眺望等
(代表的なもの)
 - ・一般国道135号・136号・414号、伊豆スカイライン、伊豆縦貫自動車道
 - ・伊東線
 - ・伊豆急行線
 - ・伊豆箱根鉄道駿豆線
 - ・駿河湾・相模灘・相模湾上の船 等

景観特性

- 富士箱根伊豆国立公園である海岸沿いの景観は、海の水平線、岬、海越しの富士山、砂浜、漁港等、美しさと変化に富み、印象深い。それらの多くは海岸部を通過する幹線道路及び鉄道から得られる眺望である。
- 伊豆東海岸では、道路が海岸沿いを通り、低い位置で海が見え、水平線や白浜等の砂浜、城ヶ崎等の岬の景観が印象的である。また、熱海や伊東、下田等、規模の大きい旅館・ホテルが建つ温泉街の景観もある。
- 伊豆西海岸では、道路が海岸の崖上を通り、高い位置で海が見え、駿河湾の広がりや海越しに見る富士山、温泉街や漁港の眺望等が印象的である。
- 温暖な気候や豊かな自然を活かし、果樹・花木・わさび、しいたけなどの特産物が生産されており、農業が織り成す季節感のある景観が魅力のひとつである。



経緯と課題

- ・平成27年に、伊豆の国市の韮山反射炉が「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産のひとつとして、世界文化遺産に登録された。
- ・2020年には東京オリンピック・パラリンピック（自転車競技）が伊豆市の伊豆ベロドロームで開催され、来訪者を迎える景観形成が求められている。
- ・平成28年に県と関係市町で構成する「伊豆半島景観協議会」を設立し、平成29年3月に「伊豆半島景観形成行動計画」を策定した。
- ・伊豆半島景観形成行動計画に基づき、県・市町等が連携しながら景観形成の取組を着実に進めていくことが必要である。

景観形成方針

魅力的な沿道景観の形成

- ・各市町の観光地及び観光地間をつなぐ主要幹線道路等の沿道や鉄道沿線において、屋外広告物の規制強化、眺望を阻害する要素の抑制や除却を進め、魅力的な沿道・沿線景観を形成する。特に、伊豆縦貫自動車道のIC周辺については、玄関口にふさわしい景観になるよう指導を行う。

美しい眺望景観の形成

- ・伊豆半島のブランド価値を高める象徴的な眺望景観の認定並びに視点場の確保と及びそこからの眺望景観の保全を図る。

個性豊かな愛着を持てる地域景観

- ・地域の豊かな個性を尊重し、個々を磨いて個性を伸ばし、伊豆半島総体としての魅力の向上と継承につなげる。

③ 大井川流域・牧之原大茶園

広域景観

視対象

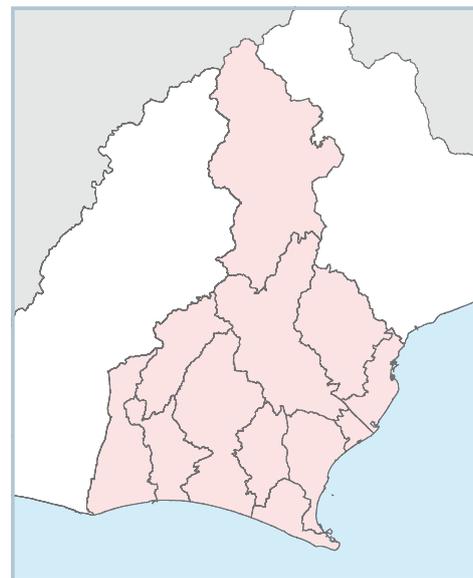
- 牧之原台地等の茶園
- 大井川 等

視点場

- 高速道路、一般道路、鉄道からの眺望等
(代表的なもの)
 - ・新東名高速道路
 - ・東名高速道路
 - ・国道1号、362号、473号
 - ・東海道新幹線
 - ・大井川鐵道大井川本線 等

景観特性

- 大井川西岸の牧之原台地は、茶処静岡を代表する大産地で、約6,000haの大茶園が形成されている。茶の木の畝が何列にも並び、緩やかに起伏する茶園は、美しくまた個性的な景観となっている。さらに、牧之原台地北部では、富士山や大井川の眺望を得られる。牧之原の茶園の景観は、東海道新幹線や東名高速道路から眺めることができ、来訪者が静岡らしさを感じられる重要な景観である。
- 牧之原台地の一角に位置する富士山静岡空港は、国内外からの来訪者を迎える本県の空の玄関口であり、空港周辺の森林や茶園、アクセス道路沿道は、本県の顔となる重要な広域景観である。
- 大井川沿いには、茶園景観や、旧東海道の難所として著名な島田宿大井川川越遺跡の歴史景観が残る。また、大井川鐵道で動態保存されているSLは、愛好者も多く、蒸気を吐きながら沿川を走る姿は定番の景観となっている。



経緯と課題

- ・平成20年に県と関係市町で構成する「牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会」を設立し、ガイドラインによる屋外広告物の誘導や、継承したい茶園景観30選の選定等を行っている。
- ・平成25年には、掛川市、島田市、菊川市、牧之原市及び川根本町で実施されている伝統的な農法が「静岡の茶草場農法」として世界農業遺産に認定された。
- ・今後は、茶園景観の保全・活用を盛り込んだ行動計画を策定し、県・市町等が連携しながら景観形成の取組を着実に進めていくことが必要である。

景観形成方針

静岡のシンボルとなる茶園景観の保全

- ・茶園や里山そのものの保全に加え、営農環境向上を通じた担い手の確保に努めながら、農業施設や建築物等についても茶園景観と調和するよう規制・誘導を行う。

観光客周遊ルートにおける景観の保全

- ・大井川を背景としたSLの景観や、大井川上流域の散策道からの眺望を保全するため、沿線の森林の適正な維持管理と併せて、周辺の建築物や工作物についても景観に配慮した形態や意匠へと規制・誘導を行う。

茶園や富士山と調和した空港周辺の景観の形成

- ・空港アクセス道路沿道の建築物や屋外広告物等の形態・意匠等の規制・誘導を行うほか、空港周辺の緑地や道路沿道では、富士見の場所の整備を検討する。

茶園景観の活用・推進

- ・企業等との連携により、茶園にテラスを設置するなど、新たな価値を創造し、茶園景観の付加価値の向上を目指す。

4 駿河湾

広域景観

視対象

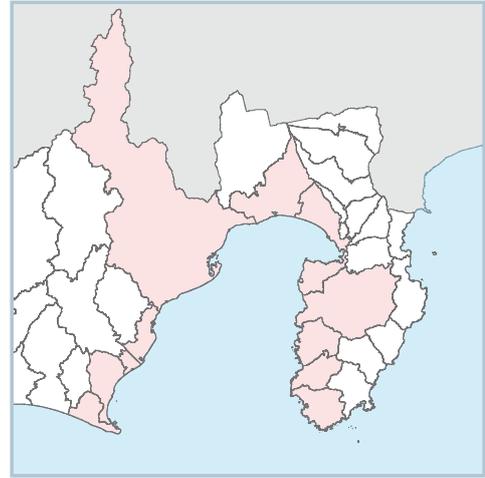
- 駿河湾
- 駿河湾の海岸線
- 富士山 等

視点場

- 駿河湾の海岸や岬、高台等
(代表的なもの)
・三保 ・御前崎 ・日本平 ・薩埵峠
- 駿河湾上のクルーズ船や駿河湾フェリー 等

景観特性

- 富士山から山麓地、さらには駿河湾へと変化するダイナミックな地形の中、日本のシンボルとなる雄大な景観が広がっている。
- 美しい海岸線を有する駿河湾は、御前崎、三保、薩埵峠、大瀬崎等からの富士山の眺望と相まって本県を代表する景観となっており、伊豆西海岸は富士箱根伊豆国立公園及び国指定名勝伊豆西南海岸、三保は国指定名勝三保松原、日本平・三保の松原県立自然公園に指定されている。
- 臨海部には、日本の発展を支えてきた工業地や物流拠点として発展してきた清水港、御前崎港、田子の浦港が見られる。清水港では、日の出地区への商業施設の開業やクルーズ船の寄港が増加したことにより、地域住民や観光客でにぎわっている。
- 清水港～土肥港間等で駿河湾フェリーが運航されており、海上から駿河湾や後背の都市、富士山等を眺望することができる。



経緯と課題

- ・平成28年11月に「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟が承認された。
- ・広域景観の保全・形成に向けて、県・市町等が連携した共通の方針のもと取り組むためのガイドラインの作成を検討しつつ、具体的な取組を推進することが必要である。

景観形成方針

海岸の水辺景観の保全・形成

- ・海岸林の維持管理、景観に配慮した海岸保全施設等の整備によって、駿河湾らしい海辺景観を保全するとともに、駿河湾に面する建築物や工作物については海辺と調和した景観形成を誘導する。
- ・南海トラフ地震等に伴う津波や高潮対策として、防潮堤の整備による防災・減災対策を進めるにあたり、周辺の自然景観や歴史的景観との調和を図った整備を行う。

駿河湾の眺望の保全

- ・御前崎、三保、薩埵峠、大瀬崎等、駿河湾を眺める視点場の確保とそこからの眺望景観を保全する。

海上から眺められる景観の保全・形成

- ・旅客船等から駿河湾を眺める日本一高い富士山から日本一深い駿河湾につながる世界でも稀に見る景観を保全するため、駿河湾の背景となる陸の景観に影響する工場等の建築物や煙突・クレーンなどの工作物の形態や意匠について、規制・誘導を行う。
- ・航路の目印となる山や巨木等に対して景観上の配慮を行う。

駿河湾らしい港湾・漁港景観の形成

- ・港湾・漁港において公園・緑地等の整備や修景整備を行うとともに、利用者が景観を楽しみながら憩える空間の整備を行う。

5 浜名湖

広域景観

視対象

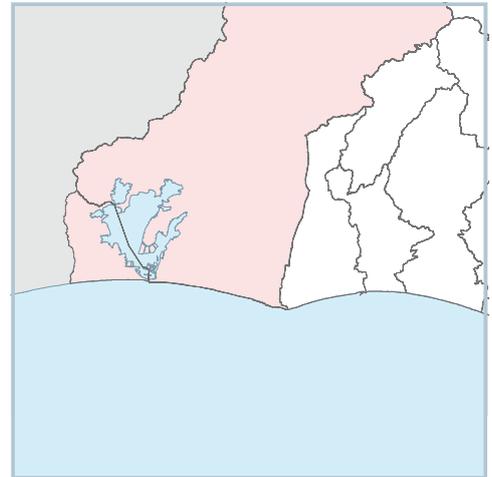
- 浜名湖
- 湖岸の景観 等

視点場

- 一般道路、鉄道からの眺望等
(代表的なもの)
 - ・ 東名高速道路
 - ・ 国道1号、国道301号
 - ・ 県道館山寺弁天島線
 - ・ 浜名湖周遊自転車道
 - ・ 東海道新幹線、東海道本線、天竜浜名湖鉄道
 - ・ 湖上の船 等

景観特性

- 古来、遠江(遠淡海)として知られ、周辺の丘陵や田園、遠州灘の沿岸等と一体となり、本県を代表する美しい景観を有しており、浜名湖県立自然公園に指定されている。南部は東海道新幹線、北部は東名高速道路の2大交通幹線が湖面をかすめて通過しており、多くの人がある景観を目にしている。
- 湖岸の景観として、カキやノリの養殖棚など、漁業風景と一体となった景観がある。南部は旧東海道の歴史的景観と一体となった景観があり、東岸、西岸や村櫛半島には集落、観光施設や公園と一体となった景観がある。また、北部にはみかん畑などの農業風景と一体となった景観、湖面と集落が一体となった景観、旧姫街道の歴史的景観がある。
- 海水浴場、マリナー、館山寺の温泉地、植物園等、観光レクリエーションと一体となった湖岸の景観も見られる。



経緯と課題

- ・ 浜名湖周遊自転車道は、日本風景街道の認定を受けており、官民一体となって、景観等の資源を活かした観光振興への活用を目指している。
- ・ 各種団体によるごみの清掃活動、プレジャーボート対策、水質浄化事業等の環境整備も推進されている。
- ・ 広域景観の保全・形成に向けて、県・市等が連携した推進体制を構築し、具体的な取組を推進することが必要である。

景観形成方針

連続性のある沿道の景観づくり

- ・ 次々と移り変わる浜名湖サイクリングロード沿いの景観を中心に、つながりのある美しい沿道景観を保全・形成する。
- ・ 浜名湖サイクルツーリズムを活かした景観を満喫する機会を増大させるため、各種イベントを継続していく。

湖岸と一体となった景観づくり

- ・ 湖岸の自然環境の復元、親水性を考慮した護岸整備等により、浜名湖岸の美しい水辺空間を保全・形成する。
- ・ 浜名湖の自然や歴史に重なる人の営みなど多様で魅力的な湖岸景観を保全・形成するため、湖水に面する集落景観の保全を図るとともに、湖岸の市街地における建築物や工作物の形態・意匠について規制・誘導を行う。

自然豊かな浜名湖の眺望景観づくり

- ・ 緑豊かな山並みや遠く離れた建築物群に紺碧の湖が映える、ひろがりのある眺望景観を保全・形成する。

6 旧東海道

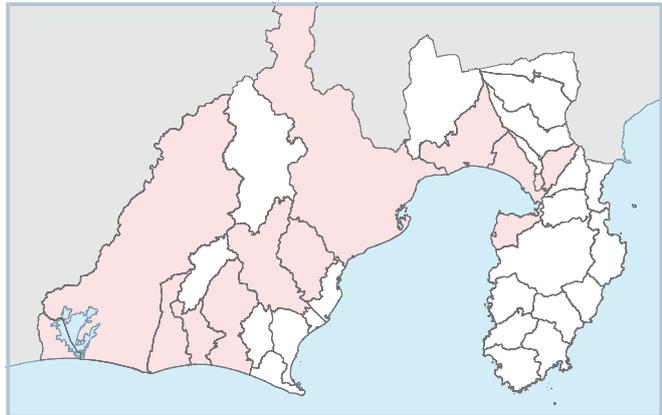
広域景観

視対象

- 富士山 ● 薩埵峠 ● 大井川
- 小夜の中山 ● 浜名湖 等

視点場

- 旧東海道の一般道路からの眺望等
(代表的なもの)
- ・ 国道1号 等



景観特性

- 本県には、江戸期に旧東海道の22宿があり、沼津、静岡、掛川、浜松は城下町でもあった。現在もそれぞれのまちの歴史的要素となっている。各市町において歴史的な建築物やまちなみの保存・活用、サイン整備等が行われており、旧東海道を散策する人の姿が多く見られる。
- 街道からは、富士山、薩埵峠、大井川、小夜の中山、浜名湖等、本県の多様な自然の景観を望むことができる。
- 平成11年には東海道400年祭が行われ、歴史を活かしたまちづくりの契機となった。



経緯と課題

- ・ 静岡市内の旧東海道の一部が、「東海道「駿河2峠6宿風景街道」」として日本風景街道に登録されている。行政と関係団体等から構成される静岡二峠六宿街道観光協議会が主体となり、魅力的な散策環境をつくる活動や沿道の清掃、情報発信等の取組を行っている。
- ・ また、各市町では、まちなみの保全や旧東海道にちなんだイベントの開催、旧東海道の石畳の復元等を行っている。
- ・ 旧東海道の景観の保全・形成に向けて、県・市町等が連携し共通の方針のもと取り組むためのガイドラインの作成を検討しつつ、具体的な取組を推進することが必要である。

景観形成方針

街道の保全・形成

- ・ 美しい東海道のまちなみを継承していくため、松並木の保存、峠道の石畳の復元、由緒ある橋の修景等を進めるとともに、かつて街道であった趣が残る区間における無電柱化や沿道の修景整備を進める。

宿場町に残る歴史的景観の保全・形成

- ・ 歴史ある町家の保全、宿場間に残された道標や常夜灯、一里塚等の保存・修景等に加えて、その周辺の建築物や工作物の形態や意匠についても、宿場町らしい景観に配慮した規制・誘導を行う。

歩いて楽しめる東海道の景観の形成

- ・ 富士山や駿河湾への眺望、宿場のまちなみを保全するとともに、公園や休憩所の設置、形態や意匠を統一した案内標識の充実により、散策を楽しめる環境を整備する。

国・市町・関係団体との連携

- ・ 静岡市の「駿河2峠6宿風景街道」や、東海道57次市町連携協議会など、旧東海道の景観形成に資する取組を行っている国・市町や関係団体と連携し、活動の情報共有や、取組の連携による強化などを通じ、景観形成に係る機運醸成に努める。

7 国土軸

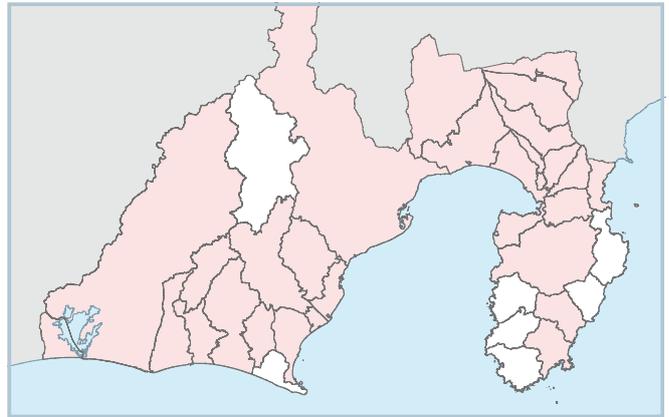
広域景観

視対象

- 富士山 ● 浜名湖 ● 駿河湾
- 牧之原茶園 等

視点場

- 県、市町にまたがる高速道路、鉄道等からの眺望等
(代表的なもの)
 - ・ 新東名高速道路
 - ・ 東名高速道路
 - ・ 東海道新幹線
 - ・ 中部横断自動車道
 - ・ 三遠南信自動車道
 - ・ 伊豆縦貫自動車道



景観特性

- 本県を眺める視点として、東西方向では、新東名高速道路や東名高速道路、東海道新幹線の存在が大きい。また、南北方向では、中部横断自動車道(事業中)や三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道(いずれも事業中、一部供用済み。)が、本県を眺める視点となると想定される。県外からの来訪者における本県の景観のイメージは、国土交通幹線を通過する際に形成されていることが多い。
- 国土交通幹線からは、富士山、浜名湖、駿河湾、牧之原茶園等、本県を代表する景観を眺めることができる。
- 多くの人が行き交うインターチェンジや新幹線駅等の景観により、静岡県が印象付けられる。



経緯と課題

- ・ 平成23年、新東名高速道路の供用開始前に、屋外広告物の乱立抑止のため、沿線に屋外広告物条例の規制地域を指定した。
- ・ 平成25年7月に県と中日本高速道路株式会社において「新東名高速道路内の景観の保全・形成に関する覚書」を締結した。
- ・ 平成25、26年度に、県や関係市町、中日本高速道路株式会社により、新東名高速道路沿線における良好な景観の形成に関する勉強会を開催した。
- ・ 県と中日本高速道路株式会社が連携して、新東名高速道路のSA・PA周辺における屋外広告物の高さなどの基準を定めたガイドラインの検討を行った。
- ・ 国土軸の景観の保全・形成に向けて、これまでの屋外広告物の規制・誘導の実績を踏まえ、県・市町が連携した更なる取組の展開について検討する必要がある。
- ・ 県・市町・関係団体が共通の方針のもと取り組むためのガイドラインの作成を検討する。

景観形成方針

車窓から眺められる景観の形成

- ・ 乗客に良好なまちのイメージを与えるため、新幹線・高速道路等の沿線、特に、富士山、浜名湖、駿河湾等、本県を代表する景観が眺められる区間では、建築物や屋外広告物等の立地や形態・意匠等の規制・誘導、眺望を阻害する要素の抑制や除却を行う。

駅・インターチェンジ周辺における景観の形成

- ・ 多くの人滞留する新幹線駅や高速道路のインターチェンジ周辺では、来訪者に良好なまちのイメージを与えるため、建築物や工作物等の形態や意匠等について、規制・誘導を行う。特に屋外広告物については、玄関口にふさわしい景観になるよう指導を行う。
- ・ 高規格道路の新設や延伸等により新たな視点場の設置が想定される場合は、周辺景観との調和や眺望の確保に努め、適切に規制・誘導を行う。

5 公共事業の景観形成方針

公共事業に対しては、安全性の確保や利便性・快適性の向上に加え、地域らしさの演出が求められている。また、公共事業は、公共空間の質を向上させる取組でなくてはならず、県土の景観形成において先導的な役割を果たすことが求められている。

こうした社会的背景から、公共事業は、単に地域の基盤を作るという視点から脱却し、地域の魅力を引き出すための基盤を創るという視点を持つことが重要であり、景観に配慮した公共事業から、景観を主軸にした公共事業へと移行させていく必要がある。

これらを踏まえ、本県における公共事業の景観形成方針は、以下のとおりとする。

なお、民有地の土地利用についても、公共事業による景観形成をチャンスととらえ、公共空間と一体的・総合的にコントロールされることが望ましい。

■ 景観の一般化

景観を特別な検討事項とするのではなく、一般的に検討すべき事項とする。

■ 県土の景観をより印象深く実感

優れた景観資源やたたずまいの魅力を引き出し、県土及び地域の景観をより印象深く実感するために、公共施設は最小限の設置に留める。

■ 周囲の地形や自然環境への配慮

大規模な地形改変によりその場所の景観価値が減少するなどの悪影響が生じないように、県土に与える影響を最小限に留めると同時に、より良い状態に再生できるように配慮する。

■ 公共施設は景観の脇役

景観の主役は地域の自然景観や暮らしの景観であり、公共施設は景観の「脇役」として、地域の景観と調和し、周囲の景観を引き立たせる存在である。このため、色彩やデザインの設定に当たっては、誘目性(人目を引く性質)を弱めることを基本とする。(ただし、個別のデザインコンセプトを持って設計される場合を除く。)

■ 安易な装飾・デザインは不要

見てもらうのは美しい県土景観の姿そのものである。このため、施設の機能と無関係な装飾や、飽きられやすいデザインは使用しない。

■ 景観と安全性の両立

公共施設は、利用者の安全性と快適性を確保することが基本であるが、一方で美しい景観に混乱を与えないことが重要である。このため、公共施設は、常に景観と安全性の両立を図った良質なデザインでなければならない。

■ 良質な施設の長期活用

景観に調和した良質なデザインの公共施設を長く使用するため、維持管理そのものが容易な構造・形態等にするとともに、施設を適切に維持管理する。